

地域力創造グループの施策等について③

平成31年4月25日
地域力創造グループ
地域情報政策室

マイナンバーカードを活用した消費活性化の取組について

マイナンバーカードを活用した消費活性化策

31予算：119.3億円

- 消費税率引上げに伴う駆け込み・反動減に対応して、中小・小規模事業者向けに、消費者へのポイント還元等の支援策を実施した後、消費活性化のため、一定期間の措置として、マイキープラットフォームを活用して発行される自治体ポイントへのプレミアムポイントの付与に対する支援を検討。実施に向けて、自治体によるマイキープラットフォームの活用を促すなど、必要な環境整備を促進
- 平成31年度予算においては、臨時・特別の措置として、マイナンバーカードを活用した消費活性化のための準備経費を計上

1. 対策の規模・効果

- ・マイキープラットフォーム等の普及状況、事業者の事務負担、利用者の利便性等を踏まえ、具体的な制度内容を検討
- ・対策の実施により、ポイント還元等の支援策の終了後においても、消費の活性化を継続実施

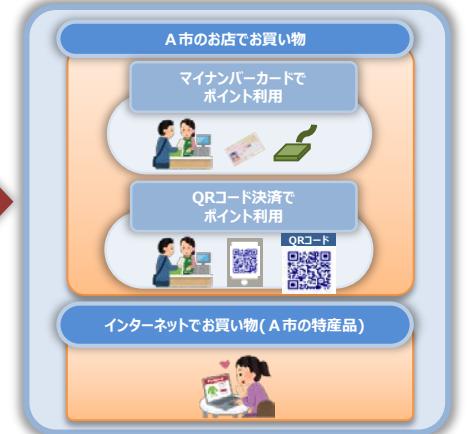
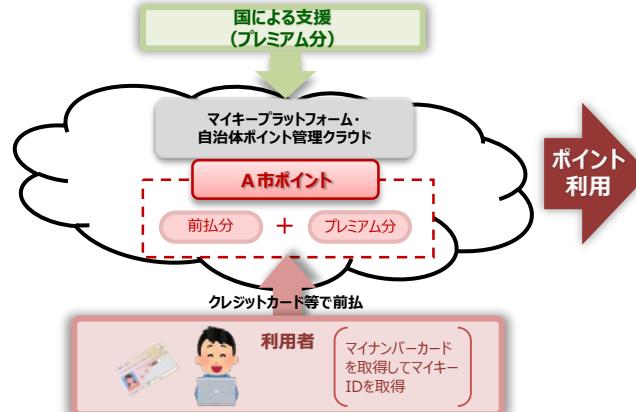
2. 2019年度の取組

- ① プレミアムポイント付与に必要となる既存システム改修等（自治体ポイント購入機能、QRコード決済機能等）（26.4億円）
- ② マイキープラットフォーム等に関する積極的な広報、マイキーID作成支援や店舗募集等（92.9億円）

3. 2020年度の取組

自治体ポイントに対するプレミアムポイントの付与、地域でのポイント利用（消費の活性化）

4. 検討している事業イメージ



5. 3つの対策の実施スケジュール（イメージ）

	2019年度	2020年度
	10月	
低所得者・子育て世帯 向けプレミアム商品券		事業実施
中小・小規模事業者の 店舗での消費者への ポイント還元等の支援策		事業実施
マイナンバーカードを活用 した消費の活性化策 (自治体ポイント)	事業実施に向けた準備作業 (システム改修、広報、マイキーID設定支援、店舗募集等)	事業実施

自治体ポイント事業準備業務費補助金 (個人番号カード利用環境整備費補助金) の概要

未定稿・調整中

項目	内 容
1. 総額	平成31年度予算額: 73. 9億円
2. 補助対象経費	<p>○本事業の実施に要した事務経費相当額の100%を国が補助。</p> <ul style="list-style-type: none">・非常勤職員賃金 → ID設定支援補助等・職員旅費 → 店舗募集、説明会出席等・需用費 → 消耗品費、印刷製本費等・役務費(通信運搬費、広告料等) → 新聞広告(都道府県のみ)、チラシ作成等・使用料 → 説明会等会場使用料・賃借料 → パソコン等リース料・委託料 → 商工会等への事務委託費用
3. 算定方法	<p>○対象経費の実支出額と基準額とを比較して少ない方の額</p> <p>※基準額の算定にあたっては、経費の種類に応じ、人口按分、実施期間按分(6月概算交付の場合: 10/10、9月概算交付の場合、6/9)を行う。</p>
4. 経費別の 按分方法	<ul style="list-style-type: none">・按分無し(非常勤職員賃金の一部、職員旅費、役務費の一部、使用料)・人口按分(需用費、役務費の一部)・人口按分+実施期間按分(非常勤職員賃金の一部、賃借料)

※財政当局と調整中のため、今後変更が有り得ます。

<都道府県が行う標準的な事務>

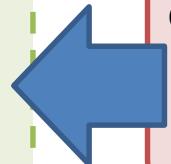
1. 広報

- 2020年度にマイナンバーカードを活用した消費活性化策を実施すること(年度末目途)等の広報を実施する。
 - ・地元メディアの活用等

2. 店舗募集

- 県有施設での自治体ポイント利用、広域的な旅行券(ふるさと旅行券)の開発
- ※個別店舗でのポイント利用は原則として市区町村が実施することを想定

○店舗募集にあたっては、プレミアム付商品券事業において募集した店舗に対して、自治体ポイントが利用できるよう事前の周知や検討依頼を行っていただくことが効率的と考えられる。



<市区町村が行う標準的な事務>

1. 広報

- 2020年度にマイナンバーカードを活用した消費活性化策を実施すること(年度末目途)、マイキーID設定支援コーナーの設置に関すること(2019年内目途)等の広報を実施する。
 - ・チラシ、パンフレット等作成

2. マイキーID設定支援

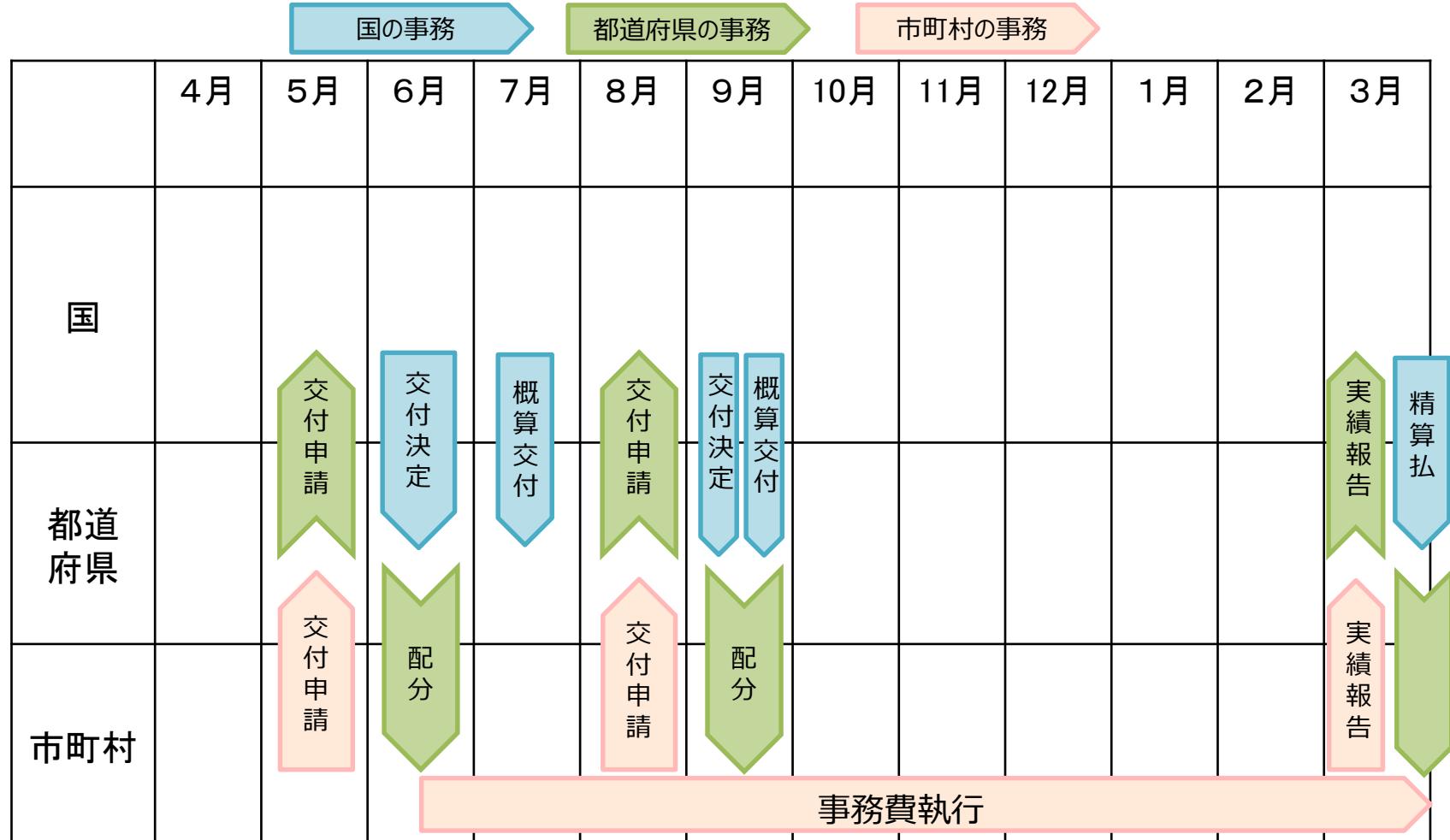
- マイキーID設定支援コーナーを設置し、マイナンバーカード取得者に対し、マイキーIDの設定を支援する。
 - ・マイキーID設定支援員として非常勤職員を配置
 - ・マイキーID設定に必要なパソコン等端末のリース
- ※のぼり、幕等の広報啓発用品は国で一括調達することを想定

3. 店舗募集

- 自治体ポイントを利用できる店舗の募集
 - ・店舗等への説明会の開催
 - ・店舗で利用する端末の登録申請
 - ・QRコード発行等事務
- ※商工会等へ委託して実施することも想定

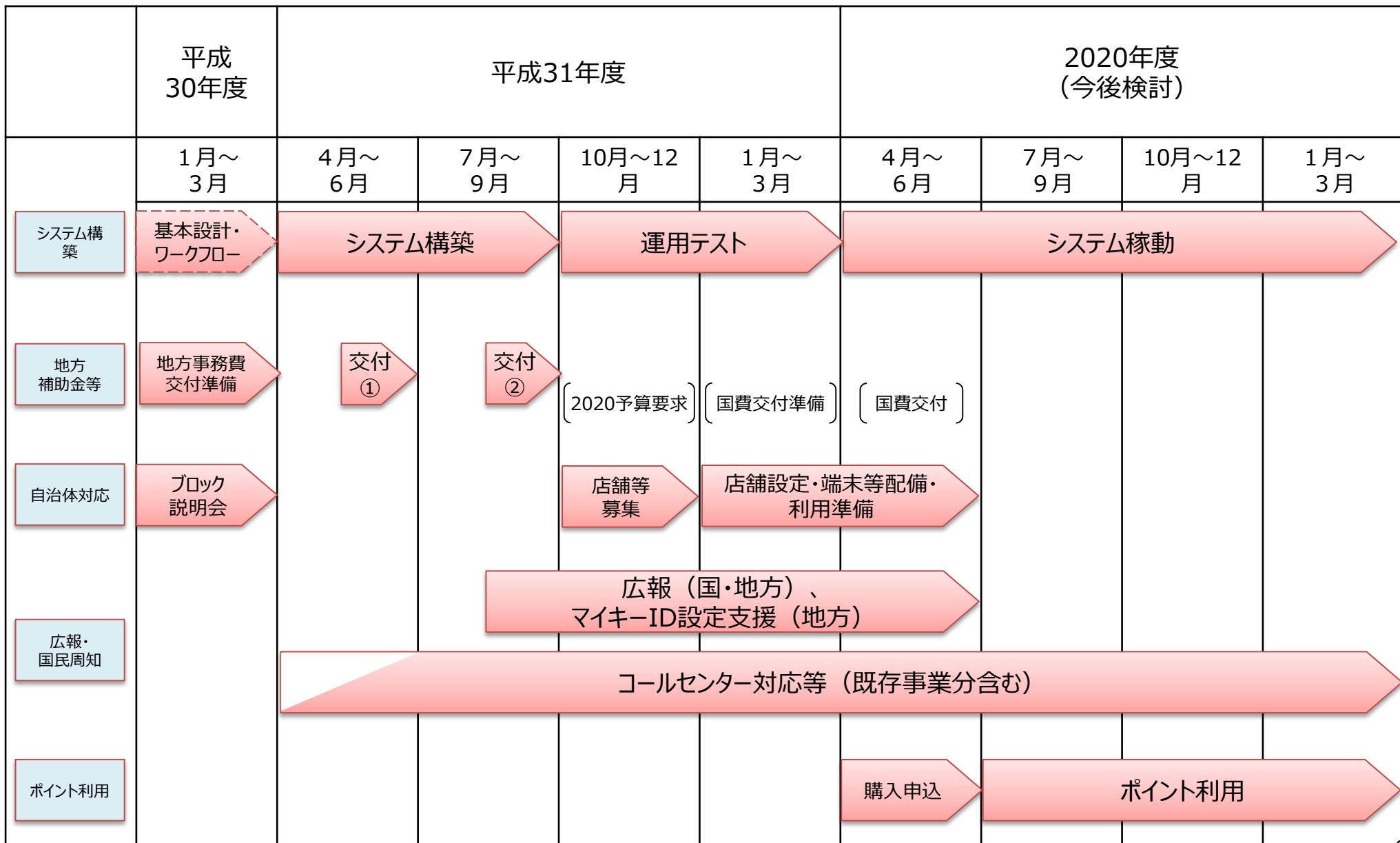
個人番号カード利用環境整備費補助金執行スケジュール（案）

未定稿・調整中



※上記のスケジュールは予定であり、変更する場合があり得る。

「マイナンバーカードを活用した消費活性化策」実施スケジュール（案）



マイキープラットフォーム運用協議会参加自治体一覧

都道府県名 (管内団体数)	会員(地方公共団体)	都道府県名 (管内団体数)	会員(地方公共団体)
北海道(180)	網走市、俱知安町、古平町、鷹栖町、東川町	京都府(27)	京都府、福知山市、舞鶴市、綾部市、宮津市、亀岡市、城陽市、八幡市、京田辺市、京丹後市、南丹市、木津川市、井手町、宇治田原町、笠置町、和束町、精華町、南山城村、京丹波町、伊根町、与謝野町
青森県(41)	青森県、八戸市、今別町、蓬田村、外ヶ浜町、中泊町、六ヶ所村	大阪府(44)	岸和田市、池田市、貝塚市、枚方市、茨木市、泉佐野市、寝屋川市、四條畷市
岩手県(34)	宮古市、花巻市、一関市、奥州市、滝沢市、矢巾町、一戸町	兵庫県(42)	神戸市、三田市、南あわじ市、淡路市、宍粟市
宮城県(36)	宮城県、石巻市	奈良県(40)	天理市、葛城市、斑鳩町、田原本町、高取町、明日香村、上牧町、王寺町
秋田県(26)	大館市	和歌山県(31)	和歌山県、和歌山市、橋本市、白浜町
山形県(36)	山形県、三川町、遊佐町	鳥取県(20)	鳥取県、米子市
福島県(60)	福島県、福島市、伊達市、桑折町、大玉村、南会津町	島根県(20)	島根県、松江市、出雲市
茨城県(45)	茨城県、水戸市、日立市、常総市、常陸太田市、北茨城市、笠間市、牛久市、鹿嶋市、潮来市、那珂市、筑西市、利根町	岡山県(28)	岡山県、倉敷市、井原市、備前市、赤磐市、真庭市、美作市、浅口市、新庄村、勝央町、西粟倉村、久米南町、美咲町
栃木県(26)	栃木県、宇都宮市、足利市、小山市、真岡市、益子町、茂木町、市貝町	広島県(24)	広島県、呉市、竹原市、福山市、東広島市、安芸太田町
群馬県(36)	群馬県、前橋市、高崎市、伊勢崎市、渋川市、安中市、榛東村、吉岡町、下仁田町、草津町	山口県(20)	山口県、下関市、宇部市、山口市、下松市、岩国市、光市、長門市
埼玉県(64)	川口市、所沢市、春日部市、深谷市、久喜市、坂戸市、三芳町、吉見町	徳島県(25)	徳島県、徳島市、鳴門市、小松島市、吉野川市、勝浦町、上勝町
千葉県(55)	千葉市、市川市、船橋市、成田市、東金市、習志野市、香取市、いすみ市、酒々井町、栄町、横芝光町、長柄町、長南町	香川県(18)	香川県、高松市、観音寺市、東かがわ市、三豊市、小豆島町、三木町、多度津町
東京都(63)	港区、目黒区、中野区、豊島区、八王子市、立川市、三鷹市、町田市、日野市、西東京市、奥多摩町、八丈町	愛媛県(21)	愛媛県、松山市、久万高原町
神奈川県(34)	横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、茅ヶ崎市、伊勢原市、海老名市、箱根町	高知県(35)	南国市、須崎市、田野町、大豊町、中土佐町、三原村
新潟県(31)	三条市、柏崎市、見附市、魚沼市、胎内市	福岡県(61)	福岡県、柳川市、八女市、大川市、宗像市、広川町
富山県(16)	富山県、富山市、氷見市、射水市、舟橋村、上市町、立山町	佐賀県(21)	佐賀県、唐津市、多久市、伊万里市、鹿島市、江北町
石川県(20)	石川県、小松市	長崎県(22)	長崎県、島原市、大村市、平戸市、松浦市、壱岐市、五島市、東彼杵町、波佐見町
福井県(18)	福井市、越前市、坂井市、越前町	熊本県(46)	熊本県、八代市、玉名市、宇城市、阿蘇市、合志市、玉東町、南関町、長洲町、和水町、小国町、相良村、山江村、球磨村、苓北町
山梨県(28)	南アルプス市、北杜市、甲斐市、中央市、市川三郷町、身延町、富士川町、西桂町、鳴沢村、小菅村	大分県(19)	大分県、大分市、中津市、臼杵市、竹田市、杵築市、豊後大野市、日出町
長野県(78)	長野県、松本市、岡谷市、諏訪市、伊那市、大町市、塩尻市、佐久市、千曲市、東御市、小海町、南牧村、佐久穂町、原村、箕輪町、阿智村、喬木村、大桑村、山ノ内町、信濃町、飯綱町、栄村	宮崎県(27)	宮崎県、宮崎市、都城市、日南市、小林市、串間市、西都市、えびの市、新富町、川南町
岐阜県(43)	岐阜県、岐阜市、大垣市、関市、瑞浪市、美濃加茂市、各務原市、可児市、山県市、本巣市、下呂市、白川町	鹿児島県(44)	鹿児島県、鹿児島市、鹿屋市、阿久根市、西之表市、薩摩川内市、日置市、いちき串木野市、志布志市、さつま町、長島町、湧水町、大崎町、錦江町、南大隅町、肝付町、屋久島町、龍郷町、喜界町、和泊町、知名町
静岡県(36)	富士市、掛川市、藤枝市、袋井市、湖西市、菊川市	沖縄県(42)	沖縄県、那霸市、豊見城市、宮古島市、伊江村、与那国町
愛知県(55)	一宮市、半田市、豊田市、犬山市、小牧市、東海市、大府市、尾張旭市、田原市、東郷町		
三重県(30)	津市、名張市、鳥羽市、熊野市、大紀町		
滋賀県(20)	滋賀県、大津市、草津市、甲賀市、高島市、愛荘町、多賀町		

合計 376団体(平成31年4月22日現在)

「マイキープラットフォーム運用協議会」への参加について（依頼）

平成31年2月7日付け総務省自治行政局地域情報政策室長通知（総行情第14号）

既にご連絡申し上げたように、消費税率引上げに伴う反動減対策の1つとして、「マイナンバーカードを活用した消費活性化策」の実施が2020年度において予定されており、地方事務費を含む所要の準備経費を平成31年度予算案に計上したところです（平成30年12月21日付け総行情第110号総務省自治行政局地域情報政策室長通知）。

今後、事業の実施に向けて、地方公共団体に対して順次情報提供を行うこととしておりますが、下記事項も踏まえて、「マイキープラットフォーム運用協議会」（以下「協議会」という。）にご参加いただきますようお願いします。

記

1. 「マイキープラットフォーム運用協議会」への参加

協議会規約（資料1）に基づき、関係する地方公共団体を会員として設立されている協議会であり、「マイナンバーカードを活用した消費活性化策」において利用が予定されているマイキープラットフォーム及び自治体ポイント管理クラウド（以下「関連情報システム」という。）の運用等について調整等を行うことを目的としています。

さらに、民間事業者（クレジットカード会社等）との間で協議会会員の各地方公共団体を代表して確認事項を締結しています。したがって、関連情報システムを利用する場合は協議会に参加いただく必要があります。なお、参加に際し協議会の運営に係る負担金は徴収しておりません。

2. 「マイナンバーカードを活用した消費活性化策」について

本施策は、消費税率引上げに伴う反動減対策として実施するものであり、全国各地域における消費活性化を企図するものです。制度の詳細は、2020年度概算要求に向けて整理することとなりますが、発行される自治体ポイントに対して国の負担でプレミアムを付与することとしています。また、当該地域に居住する住民に限らず、他団体の住民も自治体ポイントを購入することができるよう予定しており、自団体以外の地域から地元消費に結び付く資金を呼び込む契機にもなり得るものであり、事業参加について積極的な検討をお願いします。

3. 事業参加に向けた準備作業について

対策の実施にあたっては、各地方公共団体において、住民への広報、マイナンバーカードの取得、マイキーIDの設定及び自治体ポイント利用店舗の募集等の準備が必要となります。こうした作業の具体的な内容や地方事務費（70億円程度）の配分等については、順次、総務省から情報提供等をさせていただく予定です。

4. 参加状況の把握について

協議会への参加状況を把握する必要があるため、都道府県におかれましては、調査票（別紙）により、貴団体及び貴都道府県内の市区町村の状況を取りまとめていただき、平成31年2月22日（金）までに電子メールにて下記連絡先に提出をお願いします。

5. その他

3月頃から「マイナンバーカードを活用した消費活性化策」に関するブロック説明会を開催させていただく予定です。具体的な日時については改めてご案内します。

マイキープラットフォーム運用協議会への参加について

- クレジットカードによる自治体ポイントに対する前払にあたっては、各地方公共団体が個別のクレジットカード事業者とポイント販売等に関する契約を直接締結するのではなく、マイキープラットフォーム運用協議会が協議会会員の各地方公共団体を代表して契約を締結することを念頭に検討を進めている。
このため、「マイナンバーカードを活用した消費活性化策」に参加いただくためには、本協議会に参加していただく必要がある。
- 協議会への参加にあたっての費用負担はなく、参加手続は、協議会事務局（総務省地域力創造グループ地域情報政策室）に届出を提出するのみとなっている。
※参加団体数376団体（H31.4.22現在）

地方公共団体に対する説明会の開催状況等

1.全地方公共団体宛に通知を発出 (H30.12.21)

- 政府予算案の閣議決定日に各都道府県及び各市区町村マイキープラットフォーム担当部長あて『「マイナンバーカードを活用した消費活性化策」の実施等について（依頼）』（平成30年12月21日付け総行情第110号）を通知

＜通知の主な項目＞

- ①反動減対策の背景・目的
- ②3つの対策の実施スケジュール
- ③今後の取組等

※全国市長会において通知内容等を説明

2.マイキープラットフォーム運用協議会役員会の開催 (H30.12.25)

- マイキープラットフォーム等を利用する地方公共団体を含め関心のある団体によって組織される「マイキープラットフォーム運用協議会」の役員会を開催し、対策の概要等を内容を報告（会長：飯泉徳島県知事）

※協議会参加団体はP7のとおり

3.全国都道府県財政担当課長・市町村担当課長会議での説明 (H31.1.25)

- 標記会議において、各県総務・財政担当者に以下の内容を説明
 - ①本事業の予算案の内容
 - ②マイキープラットフォーム運用協議会への参加要請

4.地方公共団体にブロック説明会を実施 (H31.3)

- 標記説明会（全国7か所：北海道、東北、関東、中部、近畿、中国・四国、九州）において、各都道府県及び各市区町村マイキープラットフォーム担当者等に以下の内容を説明
 - ①本事業の内容
 - ②地方事務費（補助金）の概要
 - ③マイキープラットフォーム運用協議会への参加要請

今後、引き続き地方公共団体向けに情報提供を行うとともに、まずは「マイキープラットフォーム運用協議会」への参加呼びかけ等対策の円滑な実施に向けて取り組む。

マイナンバーカードを活用した消費活性化策の事業イメージ

プレミアムポイントの取得方法（2020年度）

STEP
1

マイナンバーカードを取得する。

STEP
2

マイキーIDを設定する。

STEP
3

前払
(例：10,000円)

STEP
4

プレミアム付与
(例：1,000円)



※マイナンバーカード発行枚数：
16,745,939枚
(平成31年4月22日現在)

※マイキーID登録者数：
14,293人
(平成31年4月22日現在)

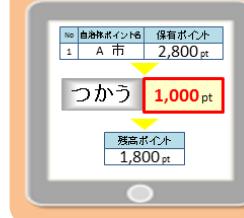
STEP
5-1

使い方①

商店で買い物をする。



自治体ポイントで精算する。



※QRコード決済も可能にする

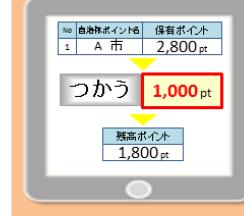
STEP
5-2

使い方②

オンラインショップで買い物をする。



自治体ポイントで精算する。



経済政策の方向性に関する中間整理（抜粋）

平成30年11月26日

未来投資会議 まち・ひと・しごと創生会議
経済財政諮問会議 規制改革推進会議

7. マイナンバーカードを活用したプレミアムポイント

駆け込み・反動減に対応して、中小小売業に関する消費者へのポイント還元支援策などを集中的に実施した後、対策効果の剥落を緩和し、消費の活性化を図る観点から、その後の一定期間の措置として、マイキープラットフォームを活用したプレミアムポイント付与に対する支援を検討する。

実施に向けて、マイナンバーカードの普及を一層促進するとともに、自治体によるマイキープラットフォームの活用を促すなど、必要な環境整備を促進する。

プレミアムポイント付与の支援に当たっては、プレミアム率を適正に保ちつつ、期限を区切って、マイキープラットフォームを活用して発行される自治体ポイントに対して国の負担でプレミアムを付与することを基本とする。多くの国民が地域における買い物で広くポイントを利用できるよう、マイナンバーカード及びマイキープラットフォームの普及状況や、事業者の事務負担、利用者の利便性等を踏まえつつ、具体的な制度内容について検討を進める。

※下線は総務省が付記

マイキープラットフォーム活用自治体一覧

平成31年4月12日現在

都道府県名	市区町村名	図書館	めいぶつ チョイス	商店等	寄附
北海道	古平町		●		
	鷹栖町				●
青森県	県	●			
	外ヶ浜町		●		
	中泊町		●		
岩手県	一関市		●		
宮城県	石巻市		●		
山形県	三川町		●		
茨城県	笠間市	●	●	●	
	潮来市	●			
栃木県	真岡市		●		
	益子町		●		
	茂木町		●		
群馬県	前橋市		●	●	
埼玉県	川口市			●	
	所沢市				●
千葉県	船橋市		●		
	成田市		●		
	いすみ市		●		
	横芝光町				●
東京都	豊島区	●			
	八王子市	●			
神奈川県	相模原市		●	●	
新潟県	三条市				●
	胎内市	●			
富山県	県	●			
	富山市	●	●		
	氷見市	●			
	射水市	●	●		
	舟橋村	●			
	上市町	●			
	立山町	●			
	福井市	●			
福井県	越前市	●	●	●	
	市川三郷町		●		
山梨県	小菅村			●	
	塩尻市	●			
長野県	山ノ内町		●		

都道府県名	市区町村名	図書館	めいぶつ チョイス	商店等	寄附
岐阜県	県	●	●		
	瑞浪市		●		
	美濃加茂市		●		
	可児市		●		
	下呂市			●	
静岡県	袋井市		●		
	湖西市		●		
	犬山市		●		
愛知県	大府市		●		
	尾張旭市		●		
	津市		●	●	
三重県	府	●	●		
	福知山市		●		
	舞鶴市		●		
	綾部市		●		
	亀岡市			●	
京都府	木津川市		●		
	大阪府	泉佐野市		●	
	兵庫県	南あわじ市		●	●
	奈良県	天理市		●	
	田原本町	●			
和歌山県	明日香村		●		
	王寺町	●	●		
	和歌山県	●			
	和歌山市	●	●	●	
岡山県	橋本市		●		
	白浜町			●	
	井原市			●	
山口県	備前市	●			
	美咲町	●			
徳島県	山口市		●		
	県	●	●	●	
香川県	徳島市	●			
	高松市			●	
愛媛県	県	●			
	松山市			●	
高知県	南国市		●		
	田野町		●		
	中土佐町		●		

都道府県名	市区町村名	図書館	めいぶつ チョイス	商店等	寄附
福岡県	柳川市		●		
	大川市		●		
	宗像市		●		●
	伊万里市		●		
	平戸市		●		
熊本県	県	●			
	八代市		●		
	玉名市		●	●	
	阿蘇市		●	●	
	小国町		●		
大分県	県	●			
	大分市	●			
	臼杵市	●			
	竹田市		●		
宮崎県	都城市	●	●	●	
	川南町		●		
鹿児島県	県	●			
	鹿児島市	●			
	日置市	●			
	大崎町		●		
	さつま町	●	●	●	
	肝付町		●		
	喜界町	●			

実施中(●) 計 36 60 22 5 (100団体)

70団体 (重複除き)

地方公共団体のオンライン手続について

※正式名称：情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律案（仮称）

情報通信技術を活用し、行政手続等の利便性の向上や行政運営の簡素化・効率化を図るため、
①行政のデジタル化に関する基本原則及び行政手続の原則オンライン化のために必要な事項を定めるとともに、
②行政のデジタル化を推進するための個別分野における各種施策を講ずる。

①行政のデジタル化に関する基本原則等（行政手続オンライン化法の改正※）

※法律名を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」（デジタル行政推進法）に変更

情報通信技術を活用した行政の推進の基本原則

- ①デジタルファースト：個々の手続・サービスが一貫してデジタルで完結する
- ②ワンストップ：一度提出した情報は、二度提出することを不要とする
- ③コネクテッド・ワンストップ：民間サービスを含め、複数の手続・サービスをワンストップで実現する

行政手続の原則オンライン化のために必要な事項

行政手続における情報通信技術の活用

行政手続のオンライン原則

- 行政手続（申請及び申請に基づく処分通知）について、**オンライン実施を原則化**（地方公共団体等は努力義務）
- 本人確認や手数料納付もオンラインで実施
（電子署名等、電子納付）

添付書類の撤廃

- **行政機関間の情報連携**等により省略可能となる
添付書類について、**法令上省略可能とする規定を整備**
(登記事項証明書（2020年度情報連携開始予定）や
本人確認書類（電子署名による代替）等を想定)

デジタル化を実現するための情報システム整備計画

- オンライン原則や添付書類の撤廃を実現するための
情報システム整備計画、データの標準化、API（外部連携機能）の整備

デジタル・デバイドの是正

- 情報通信技術の利用のための能力等の格差の是正
(高齢者等に対する相談、助言その他の援助)

民間手続における情報通信技術の活用の促進

- 行政手続に関する民間手続のワンストップ化
- 法令に基づく民間手続について、支障がないと認める場合に、
オンライン化を可能とする法制上の措置を実施

地方公共団体における行政手続のオンライン利用の状況

平成31年3月29日公表

- 地方公共団体における行政手続のオンライン利用の状況については、「電子自治体オンライン利用促進指針」(平成18年7月28日策定、平成30年5月31日改正)において、総務省は、地方公共団体の取組をフォローアップするため、毎年度オンライン利用率の把握を行い公表することとされており、今般、平成29年度の状況を取りまとめました。

(1) 利用促進対象手続(21手続)の全体のオンライン利用状況

※1: 対象手続に関して既にオンライン化している団体における、総手続件数と人口を基に算出した全国における推計値

年度	年間総手続件数(推計) ^{※1}	オンライン利用件数	オンライン利用率
平成29年度	390,757 千件	204,741 千件	52.4%
平成28年度 ^{※2}	389,170 千件	199,208 千件	51.2%
平成27年度	384,473 千件	188,832 千件	49.1%

(2) 利用促進対象手続(21手続)の年間総手続件数(推計) 上位3手続のオンライン利用率

手続の類型 及び 年間総手続件数(推計) ^{※1}	平成29年度	平成28年度 ^{※2}
図書館の図書貸出予約等 [125,484千件]	67.7%	66.8%
地方税申告手続(eLTAX) [107,468千件]	55.5%	53.1%
文化・スポーツ施設等の利用予約等 [93,387千件]	55.4%	54.2%

※2: 平成30年3月30日に公表した平成28年度分の調査結果の一部に集計誤りがあったため、年間総手続件数(推計)・オンライン利用件数・オンライン利用率を修正しています。
(参考: 修正前……年間手続総件数397,823千件、オンライン利用件数204,526千件、オンライン利用率51.4%、文化・スポーツ施設等の予約等54.8%)

なお、平成30年5月に改正した「地方公共団体におけるオンライン利用促進指針」(平成30年5月31日付け総務省大臣官房地域力創造審議官通知)において追加指定した13手続に関しては、平成30年度実績について平成31年度末に公表予定。

地方公共団体における電子申請システムの整備状況について

- 都道府県、全団体において何らかの手続（「eLTAX」は除く。）で、電子申請システムとして整備。
- 市区町村1,481団体（85.1%）で何らかの手続（「マイナポ」含め、「eLTAX」は除く。）で、電子申請システムとして整備、未整備260団体（14.9%）（整備済み団体人口カバー率97.8%）。

（平成31年4月時点 総務省調べ）

都道府県

システム導入済 47団体
(うち37団体 (78.7%))
は、管内市区町村との共
同利用)

市区町村

共同利用, 1,130 団体
(64.9%)
うち都道府県と共同利用 : 1,017
団体(58.4%)
市区町村間との共同利用 : 113団
体(6.5%)

単独利用, 351 団体
(20.2%)
うちマイナポータルのみ
利用団体 : 19団体(1.1%)

未導入,
260 団体
(14.9%)

個人情報保護について

行政機関個人情報保護法の改正の概要

【個人情報保護法等の改正】

- 情報通信技術の飛躍的な進展は、ビッグデータの収集・分析を可能とし、新産業・新サービスの創出や我が国を取り巻く諸課題の解決に大きく貢献するものと期待。同時に、悪用に対する消費者の懸念や、社会的批判を懸念した事業者による利活用の躊躇が生じているとの指摘。
- こうした状況を背景として、個人情報保護法等改正法が平成27年9月に公布（平成29年5月30日施行）。
また、行政機関個人情報保護法等改正法が平成28年5月に公布（平成29年5月30日施行）。

【具体的な改正内容】

・個人情報の定義の明確化

個人識別符号（指紋・顔認識データ、旅券番号等）

P21へ

・要配慮個人情報の取扱いの規定

要配慮個人情報（人種、信条、病歴等）について定義、要配慮個人情報が含まれる旨の個人情報ファイル簿への記載

・行政機関、独立行政法人等における非識別加工情報制度の導入

- ① 非識別加工情報（特定の個人を識別することができないように個人情報を加工した情報であって、当該個人情報を復元することができないようにしたもの）の定義を規定
- ② 民間事業者の提案を受けて、行政機関等において適切に審査。提案者との間で利用契約を締結し、非識別加工情報を作成・提供
- ③ 非識別加工情報の対象となる個人情報の範囲を定める
- ④ 過去に義務違反があるなど不適格な者は、提案者から排除
- ⑤ 非識別加工情報の適正な取扱いを確保するための規律（情報項目の公表等）を整備

P23へ

・非識別加工情報の取扱いについて、官民を通じて個人情報保護委員会が一元的に所管

「個人情報保護条例の見直し等について」(平成29年5月19日 地域力創造審議官通知) の概要

1 個人情報の定義の明確化

- 個人情報の定義について、個人識別符号は、行政機関個人情報保護法(以下「行個法」という。)等と同じ定義にすることが適當。
- 個人情報に他の情報との照合(行個法と同様、照合の容易性を要件とはしない)により特定の個人を識別することができるものを含むことが適當。
- 個人情報に死者に関する情報を含むことは、行個法の個人情報の保護の範囲を超えるものであり、その取扱いについては、行個法の趣旨を踏まえながら、各団体において適切に判断する必要。

2 要配慮個人情報の取扱い

- 要配慮個人情報の定義には、行個法等の改正により要配慮個人情報と規定された情報を含めることが適當。
- 個人情報ファイル簿等に要配慮個人情報の有無を記載することが適當。
- 要配慮個人情報の収集制限については、行個法の個人情報の保護の範囲を超えるものであり、収集制限については行個法の趣旨を踏まえながら、各団体において適切に判断する必要。

3 非識別加工情報の仕組みの導入

- 民間部門、国及び地方公共団体で匿名加工情報及び非識別加工情報の定義、加工の基準等は同等の内容であることが適當。
- 地方公共団体が加工及び安全確保措置の基準を策定するときに、個人情報保護審議会等に諮問し、意見を聴くことが適當。

3 非識別加工情報の仕組みの導入(続)

- 個人情報保護審議会等は地方公共団体における非識別加工情報の取扱いについて調査し、又は諮問に応じ審議し、意見を述べることができるこことすることが適當。
- 小規模団体における専門的知識を有する構成員の確保については、広域連合、一部事務組合、機関の共同設置、事務の委託などが解決策になり得る。
- 非識別加工情報の作成に用いられる個人情報ファイルについて、個人情報ファイル簿を作成の上、ホームページに掲載することが適當。
- 既に個人情報取扱事務登録簿を作成・公表している場合、非識別加工情報の仕組みのために個人情報ファイル簿を新たに作成・公表する場合には、個人情報ファイル簿のみを作成・公表することも考えられる。
- 一方、個人情報取扱事務登録簿を引き続き作成・公表し、個人情報ファイル簿は非識別加工情報の対象となるものに限定して作成・公表することも考えられる。
- 非識別加工情報の仕組みの円滑な導入のため、当面、個人情報取扱事務登録簿等により提案を募集し、事前相談時に、非識別加工情報の作成に用いられる個人情報ファイルの内容を説明することも考えられる。
- 当面、提案の審査時に非識別加工情報の対象となる個人情報ファイルかどうかの判断を行うことも考えられる。

4 その他

- 罰則 ○ オンライン結合 ○ 地方独立行政法人に係る取扱い
- 一部事務組合及び広域連合 ○ 情報公開条例の見直し

個人情報保護条例の改正状況について

○個人情報保護条例における主な規定内容とりまとめ(平成30年4月1日現在)

主な規定項目		規定している団体数 (都道府県・市区町村数に占める割合:%)	
		平成30年4月1日現在	
個人識別符号の定義	行個法(※)第2条第3項と同様の規定がある	都道府県(47団体)	市区町村(1,741団体)
	行個法(※)第2条第3項と同様の規定がない	6(12.8%)	932(53.5%)
要配慮個人情報の定義	行個法(※)第2条第4項と同様の規定がある	34(72.3%)	755(43.4%)
	行個法(※)第2条第4項と同様の規定がない	13(27.7%)	986(56.6%)

※「行個法」とは行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第58号)のことという。

※地方自治情報管理概要～電子自治体の推進状況(平成30年度)～(平成31年3月公表)を元に作成。

II 分野別実施事項

6. 投資等分野

(9) 官民データ活用と電子政府化の徹底

地方自治体の保有するデータの活用

地方自治体が保有するパーソナルデータについて、同じルールで円滑に利活用することが可能な環境を迅速に実現するための工程（立法措置か条例整備かの整理等を含む。）を明確化する。その工程に基づき、その活用事例の整理を行うとともに、現行の地方における活用ルールの実効性を検証し、その結果を踏まえ、立法措置（作成組織の整備を含む。）の在り方について、具体的な論点を整理し、結論を得る。それとともに、事業採算性等の実効性を検証し、その結果に基づき必要な措置を講ずる。

【実施時期】

工程の明確化は平成30年度上期措置。平成30年度に立法措置の在り方について検討・結論。平成31年度措置

地方公共団体の非識別加工情報の作成・提供に係る効率的な仕組みの在り方に関する検討会 概要

(1) 趣旨

「地方公共団体が保有するパーソナルデータの効果的な活用のための仕組みの在り方に関する検討会」(平成30年4月20日報告書公表)において、地方公共団体の非識別加工情報の活用をより効率的に行う観点から、データを利活用する民間事業者が簡便に地方公共団体のデータにアクセスできる環境の整備及びこれに伴う地方公共団体の負担軽減について作成組織等の検討を進める必要があるとされたことや、「規制改革実施計画(平成30年6月15日閣議決定)」の内容等を踏まえ、地方公共団体の非識別加工情報の作成・提供に係る効率的な仕組みの在り方について検討するために開催する。

(2) スケジュール

- ・(検討会の立ち上げ) 平成30年8月21日～
- ・平成31年度において、作成組織の実効性の検証結果を踏まえた具体的な措置の在り方について(最終とりまとめ)

(3) 構成員

犬塚 克	横浜市市民局市民情報室市民情報課長
○宇賀 克也	東京大学大学院法学政治学研究科教授(平成31年3月15日まで)
大谷 和子	株式会社日本総合研究所執行役員 法務部長
○岡村 久道	弁護士、京都大学大学院医学研究科講師(平成31年3月15日から座長)
佐光 正夫	徳島県政策創造部統計データ課長
佐藤 一郎	国立情報学研究所副所長 教授
松岡 萬里野	一般財団法人日本消費者協会理事長
村上 文洋	株式会社三菱総合研究所社会ICTイノベーション本部 ICT・メディア戦略グループ主席研究員
矢島 征幸	茨城県五霞町町民税務課主幹

○：座長 敬称略、五十音順

（4）地方公共団体の非識別加工情報の作成・提供に係る効率的な仕組みに係る主な検討項目（案）

I 地方公共団体の非識別加工情報の作成・提供に係る効率的な仕組みの制度の検討の背景及び検討内容

1 基本的な考え方

- (1) 制度検討の背景
- (2) 現状と課題
- (3) 検討の方向性

2 基本的な枠組み

- (1) 地方公共団体とは別の組織による利用者ニーズを踏まえた効率的な加工
- (2) 実効性ある制度運用の確保

II 地方公共団体の非識別加工情報の作成・提供に係る効率的な仕組みの制度に係る主な検討項目

1 作成組織における加工基準

2 加工対象となる個人情報の範囲等についての整理

3 地方公共団体からの個人情報の円滑な提供

4 必要となるセキュリティ基準等

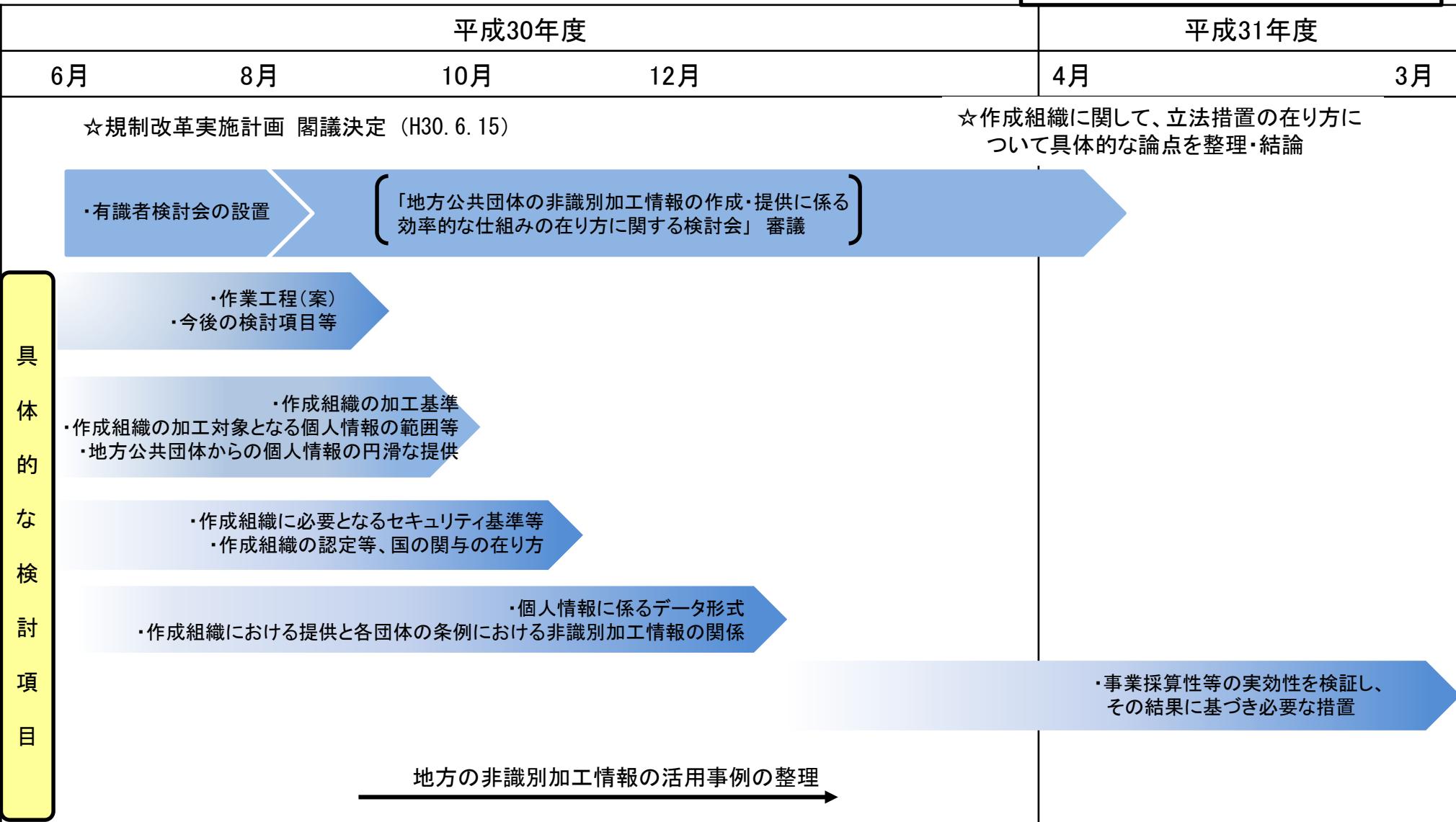
5 作成組織の認定等、国の関与の在り方

6 個人情報に係るデータ形式

7 作成組織における非識別加工情報の提供と各団体の条例における非識別加工情報の関係

地方公共団体の保有するパーソナルデータに関する作業工程（案）

「地方公共団体の非識別加工情報の作成・提供に係る効率的な仕組みの在り方に関する検討会」（第2回）配布資料



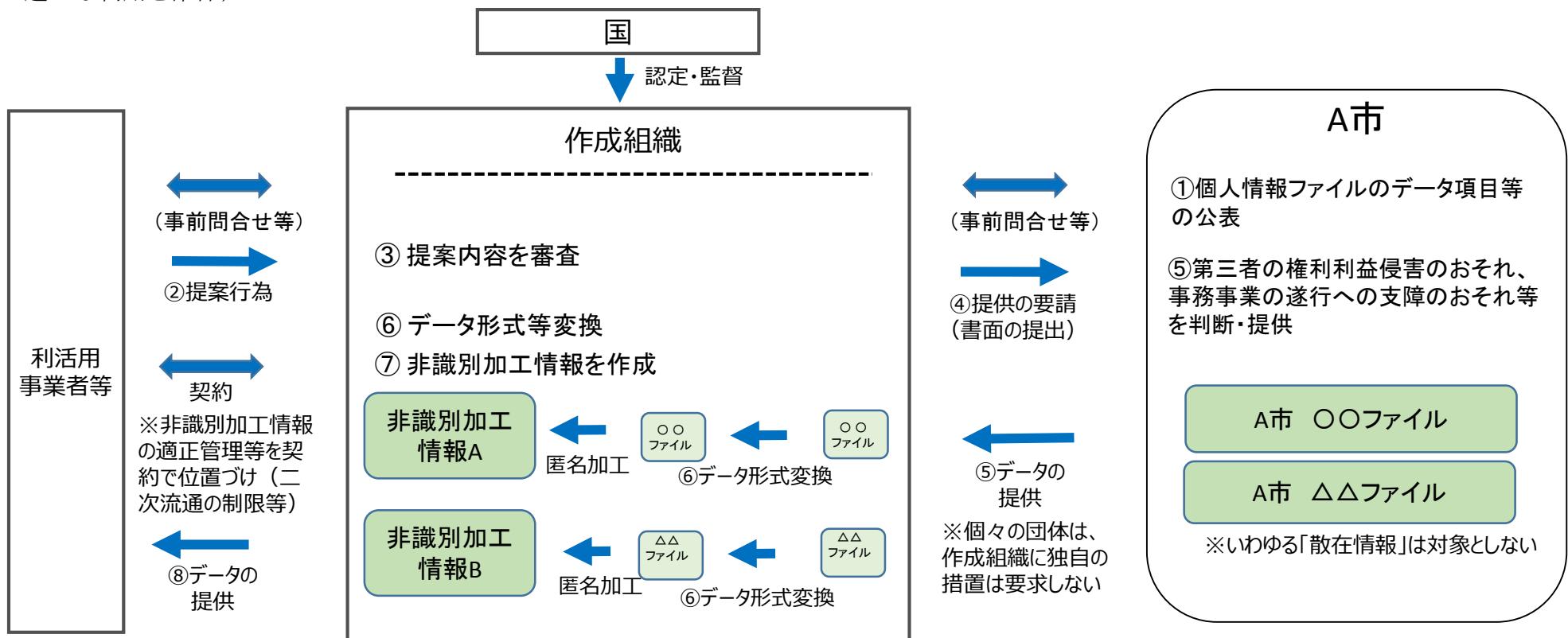
○地方公共団体の保有するパーソナルデータと同じルールで円滑に利活用することが可能な環境を迅速に実現するために、作成組織に係る立法措置の在り方について、上記の工程に従って検討を進める。その際、非識別加工情報の仕組みを導入するための条例改正は不要となるよう検討を進める。

○なお、作成組織の検討を進める過程においても地域のデータ利活用を積極的に推進するといった観点から自主的に条例を整備する場合には、必要な情報提供等を行う。

「作成組織」のイメージ

「地方公共団体の非識別加工情報の作成・提供に係る効率的な仕組みの在り方に関する検討会」（第4回）配布資料

- ①地方公共団体は、個人情報ファイルに記録されるデータ項目等について公表(国によるポータルサイトの構築も検討)
- ②利活用事業者等は、作成組織に対して非識別加工情報の作成・提供に関する提案を実施
- ③作成組織において、②提案内容について、利用目的や適正管理等の内容を審査
- ④作成組織より、地方公共団体に対し、②提案に対応する個人情報の提供を要請(書面において、利活用事業者・利用目的・適正管理等を明示)
- ⑤地方公共団体は、④を受けて個人情報の提供を判断し、提供(提供の際、作成組織に独自の措置は要求しない)
- ⑥作成組織は、必要に応じて、地方公共団体から提供されたデータの形式等を整理
- ⑦作成組織において、非識別加工情報を作成(地方公共団体から提供を受けた個人情報ファイル毎に匿名加工を実施)
- ⑧利活用事業者等に対して、非識別加工情報を提供(作成組織と利活用事業者間の契約において、非識別加工情報の二次流通の制限等、適正な利用を確保)



情報セキュリティ対策について

サイバーセキュリティ戦略本部 重要インフラ専門調査会 第18回会合

日時：平成31年4月18日（木） 14時00分～16時00分

場所：中央合同庁舎第4号館12階 共用1208特別会議室

＜議事次第＞

1 開会

2 報告事項

- 重要インフラにおける安全基準等の継続的改善状況等の調査について
- 重要インフラにおける安全基準等の浸透状況等に関する調査について
- 重要インフラにおけるセプターの活動状況について
- 重要インフラにおける情報共有件数について
- 重要インフラにおける補完調査について

3 討議事項

- 重要インフラにおける取組の進捗状況（年次報告（案））について
- 安全基準等策定指針（第5版）の改定（案）について
- 重要インフラを取り巻く情勢について
- サイバーセキュリティ協議会について
- サイバーセキュリティ対処調整センターについて
- 情報共有体制の改善の具体策について

4 その他

5 閉会

「策定指針」と「セキュリティポリシーガイドライン」の比較① 【災害関係】

「安全基準等策定指針」 (4月19日時点NISC改定案)	「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」(平成30年9月25日総務省改定) 第2編 例文	第3編 解説
<p>II. 「安全基準等」で規定が望まれる項目 4. 対策項目 4.1.3. 「計画」の観点 (2) 情報セキュリティリスク対応の決定 (オ) 物理的及び環境的セキュリティ</p> <p>●災害による障害の発生しにくい設備の設置及び管理 重要インフラサービスの提供に係る情報システム、データセンター等の設備については、各種災害による障害が発生しにくい配置とする等、災害が発生した場合であっても被害を低減できるような防止対策を事前に検討・実施することにより、適切な設備の設置及び管理を行う仕組みを構築する。</p>	<p>第1章 情報セキュリティ基本方針 3. 対象とする脅威 情報資産に対する脅威として、以下の脅威を想定し、情報セキュリティ対策を実施する。 (3) 地震、落雷、火災等の災害によるサービス及び業務の停止等</p> <p>第2章 情報セキュリティ対策基準 2. 情報資産の分類と管理 (2) 情報資産の管理 ⑥情報資産の保管 (ウ) 情報セキュリティ管理者又は情報システム管理者は、利用頻度が低い電磁的記録媒体や情報システムのバックアップで取得したデータを記録する電磁的記録媒体を長期保管する場合は、自然災害を被る可能性が低い地域に保管しなければならない。【推奨事項】 (イ) 情報セキュリティ管理者又は情報システム管理者は、機密性2以上、完全性2又は可用性2の情報を記録した電磁的記録媒体を保管する場合、<u>耐火</u>、<u>耐熱</u>、<u>耐水</u>及び<u>耐湿</u>を講じた施錠可能な場所に保管しなければならない。</p> <p>4. 物理的セキュリティ 4.1. サーバ等の管理 (1) 機器の取付け 情報システム管理者は、サーバ等の機器の取付けを行う場合、<u>火災</u>、<u>水害</u>、<u>埃</u>、<u>振動</u>、<u>温度</u>、<u>湿度</u>等の影響を可能な限り排除した場所に設置し、容易に取り外せないよう適正に固定する等、必要な措置を講じなければならない。</p> <p>4.2. 管理区域(情報システム室等)の管理 (1) 管理区域の構造等 ④統括情報セキュリティ責任者及び情報システム管理者は、<u>情報システム室内の機器等に、転倒及び落下防止等の耐震対策、防火措置、防水措置等</u>を講じなければならない。</p>	<p>第2章 情報セキュリティ対策基準 4.2. 管理区域(情報システム室等)の管理 (1) 管理区域の構造等 情報システムの安定的な運営等のために、情報システム室や保管庫（磁気テープ等の保管庫）である管理区域の管理方法について定める。管理区域内には精密機器が多いことから、<u>火災</u>、<u>水害</u>、<u>埃</u>、<u>振動</u>、<u>温度</u>、<u>湿度</u>等への対策を講じる必要がある。</p>

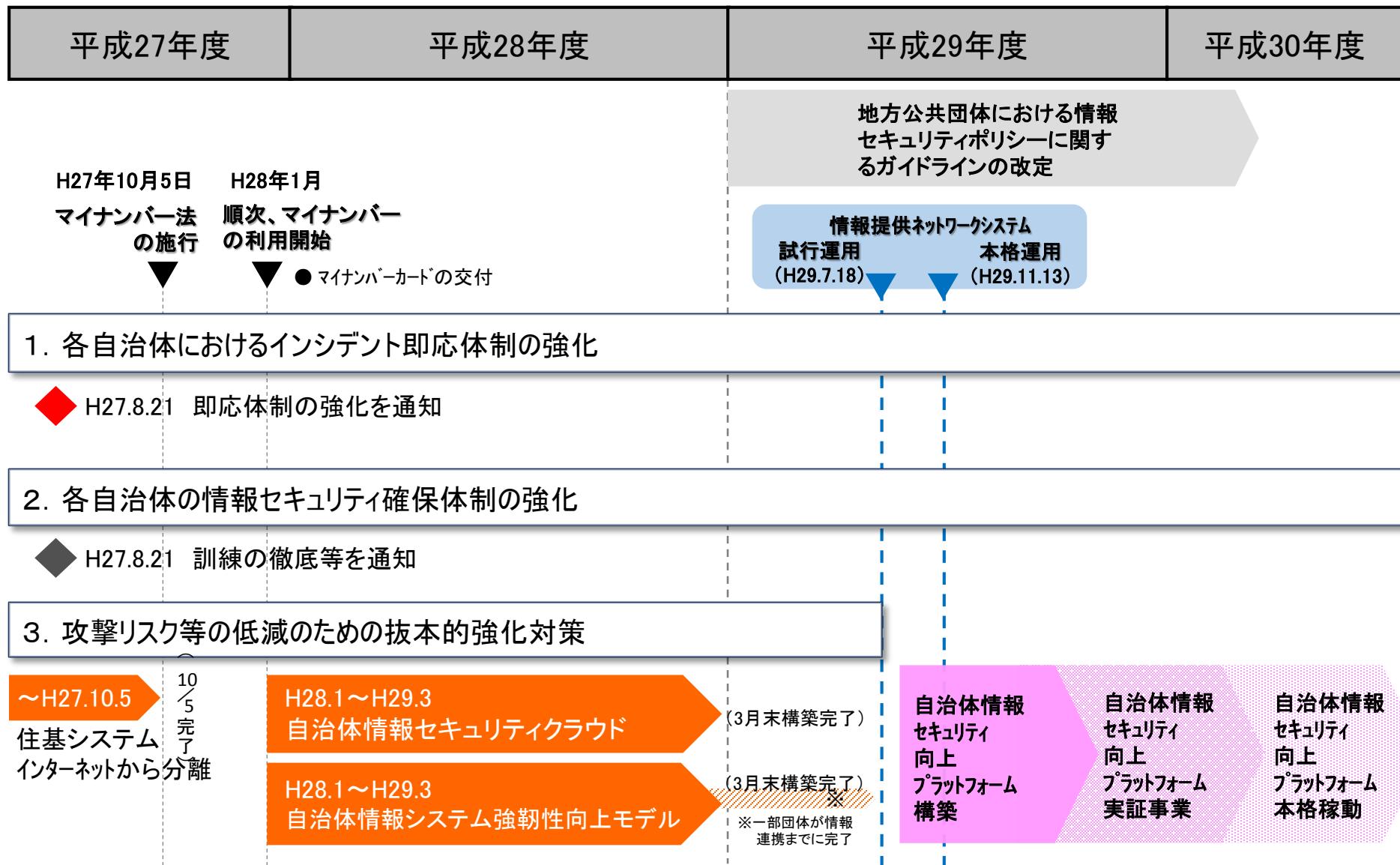
⇒ 策定指針(案)で盛り込まれている「災害による障害の発生しにくい設備及び管理」に係る内容については、セキュリティポリシーガイドラインにおいて既に具体的に盛り込まれている。

「策定指針」と「セキュリティポリシーガイドライン」の比較② 【データ管理関係】

「安全基準等策定指針」 (4月19日時点NISC改定案)	「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」(平成30年9月25日総務省改定)	
	第2編 例文	第3編 解説
<p>II. 「安全基準等」で規定が望まれる項目 4. 対策項目 4.1.3. 「計画」の観点 (2) 情報セキュリティリスク対応の決定 (イ) 資産の管理</p> <p>●データ管理 <u>システムのリスク評価に応じてデータの適切な保護や保管場所の考慮をはじめとした望ましいデータ管理を行う。</u> <u>また、事業環境の変化を捉え、インターネットを介したサービス（クラウドサービス等）を活用するなど新しい技術を利用する際には、国内外の法令や評価制度等の存在について留意する。</u></p>	<p>第2章 情報セキュリティ対策基準 2. 情報資産の分類と管理 (2) 情報資産の管理 ⑥情報資産の保管 (ア) 情報セキュリティ管理者又は情報システム管理者は、<u>情報資産の分類に従って、情報資産を適正に保管しなければならない。</u></p> <p>8. 外部サービスの利用 8.1. 外部委託 (1) 外部委託事業者の選定基準 ①情報セキュリティ管理者は、<u>外部委託事業者の選定にあたり、委託内容に応じた情報セキュリティ対策が確保されることを確認しなければならない。</u> ③情報セキュリティ管理者は、<u>クラウドサービスを利用する場合は、情報の機密性に応じたセキュリティレベルが確保されているサービスを利用しなければならない。</u></p> <p>(2) 契約項目 情報システムの運用、保守等を外部委託する場合には、外部委託事業者との間で必要に応じて次の情報セキュリティ要件を明記した契約を締結しなければならない。 (中略) ・情報セキュリティポリシーが遵守されなかった場合の規定 (損害賠償等)</p> <p>(3) 確認・措置等 情報セキュリティ管理者は、<u>外部委託事業者において必要なセキュリティ対策が確保されていることを定期的に確認し、必要に応じ、(2)の契約に基づき措置を実施しなければならない。</u>また、その内容を統括情報セキュリティ責任者に報告するとともに、その重要度に応じてCISOに報告しなければならない。</p>	<p>第2章 情報セキュリティ対策基準 8. 外部サービスの利用 8.1. 外部委託 (2) 契約項目 ⑯情報セキュリティポリシーが遵守されなかった場合の規定(損害賠償等) (注7)クラウドサービスの利用に関する考慮事項 <u>インターネットを介してサービスを提供するクラウドサービスの利用に当たっては、クラウドサービス事業者の事業所の場所に関わらず、データセンターの存在地の国の法律の適用を受ける場合があることに留意する必要がある。具体的には、クラウドサービス事業者のサービスの利用を通じて海外のデータセンター内に蓄積された地方公共団体の情報が、データセンターの設置されている国の法令により、日本の法令では認められない場合であっても海外の当局による情報の差し押さえや解析が行われる可能性があるため、住民情報等の機密性の高い情報を蓄積する場合は、日本の法令の範囲内で運用できるデータセンターを選択する必要がある。オープンデータ、環境計測値等の機密性の低い情報をクラウドサービスに蓄積する場合は、どの国の法令が適用されるのかを確認し、リスク等を考慮した上で選択することが望ましい。</u></p> <p>(3) 確認・措置等 情報セキュリティ管理者は、外部委託事業者において十分なセキュリティ対策が実施されているか、定期的に確認し、必要に応じ、改善要求等の措置を講じる必要がある。確認した内容は定期的に統括情報セキュリティ責任者に報告する。個人情報の漏えい等の重大なセキュリティ侵害行為が発見された場合には、速やかにCISOに報告を行う。</p>

⇒ 策定指針(案)で盛り込まれている、データ管理に係る内容については、セキュリティポリシーガイドラインにおいて既に具体的に盛り込まれている。

自治体情報セキュリティ対策のスケジュール（H27～30年度）



自治体情報セキュリティに係る攻撃リスク等の低減のための抜本的強化対策の概要

① 情報提供ネットワークシステム等の集中監視
(マイナンバー)

② マイナンバー関連システムを、インターネットリスクから分離

・既存住基(マイナンバー付番システム)の分離(H27.10.5)済

・LGWAN環境とインターネット環境の分割を図るとともに、個人番号利用事務を徹底分離(情報連携スタートを見据え早期に実施)

(特定個人情報を提供) = LGWAN
を利用

(個人番号利用事務系)

(各種業務処理)

(LGWAN接続系)

(インターネット接続系)

宛名

税

既存
住基

社会
保障

(分離の徹底)

人事給与

庶務事務

文書管理

等

(リスク分断)

情報収集

メール

ホームページ

- データの持出し不可設定
- 二要素認証

・アクセス制御

無害化通信

・外部からの攻撃対策の徹底

③個人番号利用事務関連システムについて、端末からデータの持出し不可設定や二要素認証の導入により、住民情報の流出を徹底して防ぐ。

④全自治体で庁内ネットワークの再構成

⑤インターネットとの接続口を都道府県ごとに集約化して、集中して高度な監視を行う。(自治体情報セキュリティクラウドの導入)

(自治体情報システム強靭性向上モデルの導入)

「三層の対策」後の主な課題

項目	内容	対応
A セキュリティポリシーの改定	<ul style="list-style-type: none"> ・(「三層の対策」により)セキュリティ基準が変わったので、自団体のセキュリティポリシーを改定しなければならない。 ・マイナンバー制度やセキュリティの政府統一基準の改定など最新の動向を自団体のセキュリティポリシーに盛り込みたい。 	H30.9 改定
B インターネットからの更新プログラム取得	<p>(※LGWAN系の端末をインターネットから切り離したところ)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・OSやオフィス、ウイルス対策ソフトの更新プログラムがインターネット経由で取得できない。 ・インターネットから取得したプログラムを手作業でLGWAN系に適応する場合手間がかかる。 ・LGWAN回線での民間配信サービスはあるが費用が高額(年額:30~300万円)。 	H30.10 スタート
C インターネットからのファイルの取込	<ul style="list-style-type: none"> ・職員のツール操作に手間がかかる。 ・ツールで処理できない形式のファイルがある。 ・上長承認等に時間を要する。 ・ファイル処理がメールサーバーを圧迫する。 	H30.10 検討開始
D インターネットのサービス利用	<p>(※LGWAN系の端末を職員の主たる業務端末としたところ)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地図ソフトや電車の乗り換え検索などインターネットベースのサービスが利用できない。 ・OSやソフトの更新ファイルがオンラインで入手できなくなった。 	H30.10 検討開始
E 外部からリモートアクセス(テレワーク等)	<ul style="list-style-type: none"> ・職員の業務端末はLGWAN系であり、外部からインターネットを通して直接アクセスできない。 ・業務に利用する情報システムやファイルサーバーは、マイナンバー系やLGWAN系にあり、外部からインターネットを通して直接アクセスできない。 	H30.10 検討開始
F セキュリティクラウドの更新	<ul style="list-style-type: none"> ・都道府県セキュリティクラウドの殆どが5年間の事業期間。 ・仕様や分担金の調整など準備には相応の時間を要する。 ・クラウド利用なので地域的な枠組みではない別の事業モデルの可能性はないか。 	H30.10 検討開始

A 「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」等の改定について

ガイドラインの位置づけ

地方公共団体における情報セキュリティは、各団体が保有する情報資産を守るにあたって自ら責任を持って確保するべきものであり、情報セキュリティポリシーは各団体が組織の実態に応じて策定するものである。

「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン(以下「本ガイドライン」という。)」は、各団体が情報セキュリティポリシーを策定する際の参考となるよう情報セキュリティポリシーの考え方や内容を解説するとともに構成や例文を示したものである。

改定の背景

本件は、前回改定時(平成27年3月)以降の自治体情報セキュリティ対策検討チームの報告や「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群」の改定等を踏まえて、今般、改定を実施した。

参考文献

- ・政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群(内閣官房内閣サイバーセキュリティセンター)
- ・府省庁対策基準策定のためのガイドライン(内閣官房内閣サイバーセキュリティセンター)
- ・新たな自治体情報セキュリティ対策の抜本的強化について～自治体情報セキュリティ対策検討チーム報告～(総務省)
- ・その他関係法令や通知など

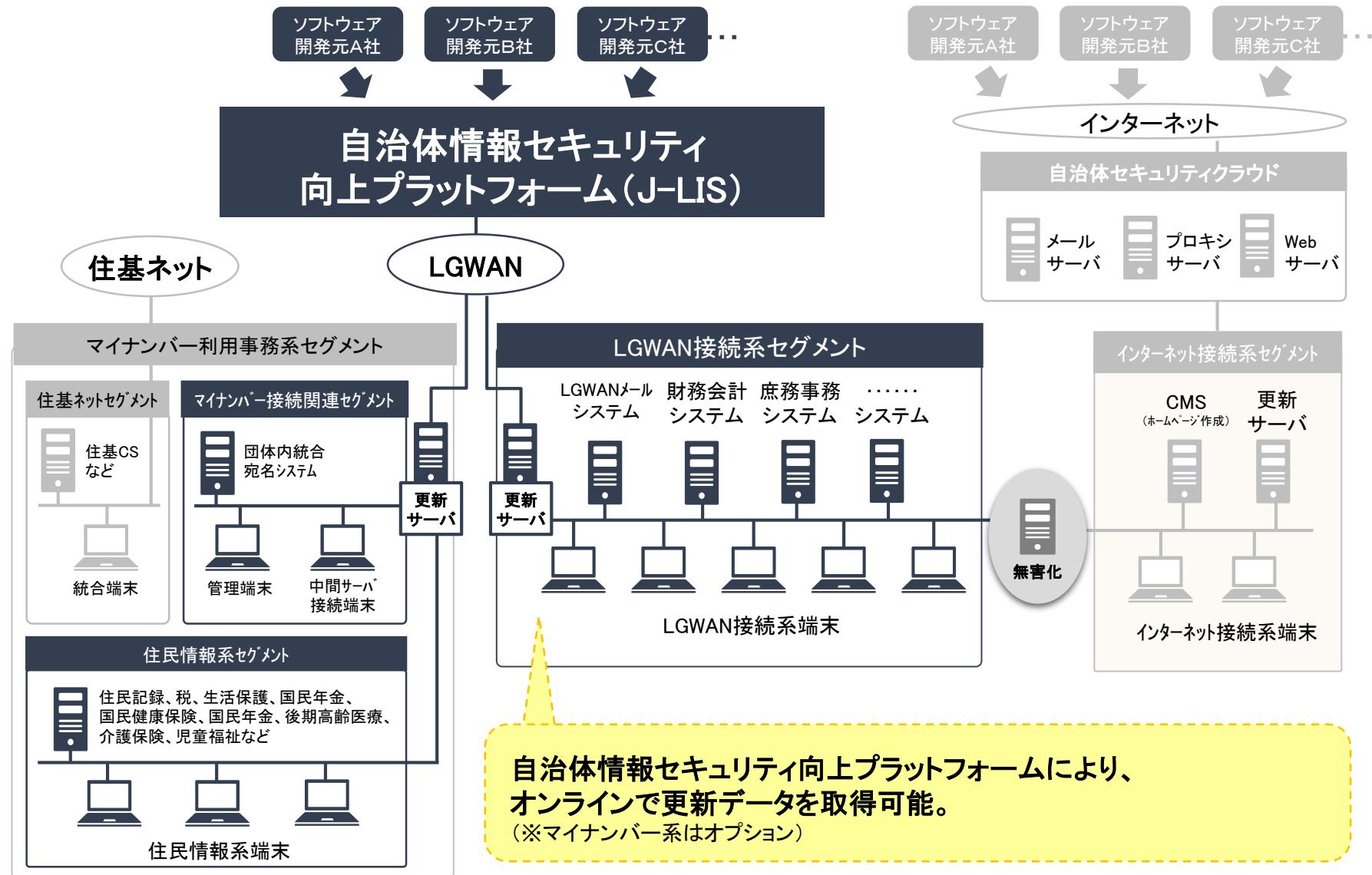
検討組織

地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドラインの改定に向けて、専門家へのヒアリング(平成30年2月、3月)及び検討会(平成30年8月)を実施。

主な改定内容

- 利活用しやすいように本ガイドラインを「総則」「例文」「解説」「付録」の4編構成に変更
- 自治体情報セキュリティ対策の抜本的強化にあたり、マイナンバー利用事務系、LGWAN接続系及びインターネット接続系において、情報システム全体の強靭性向上(強靭化)を講じることについて記載
- マイナンバー利用事務系ではパスワード認証、生体認証、スマートカード認証等から複数の認証を用いる多要素認証を実施しなければならないことについて記載
- 多要素認証において、認証情報を適切に管理し、認証情報の不正利用の防止をしなければならないことについて記載
- 情報セキュリティインシデントへの対処として、CSIRTの設置・役割について記載
- 本ガイドラインの改定内容を踏まえ「地方公共団体における情報セキュリティ監査に関するガイドライン」についても所要の改定を実施

自治体情報セキュリティ向上プラットフォーム概要



自治体情報セキュリティ向上プラットフォームを利用しませんか？

Windows、Office、アンチウイルスソフトの更新ファイルをLGWAN-ASPで提供しています。

ネットワーク強制化に伴って分離した後のLGWAN端末にUSB等のメディアで更新ファイルをコピーするのはウイルス感染の危険性が…



一から更新ファイルを当てるシステムを構築しようとすると、多大な時間と費用が…

LGWAN-ASPのプラットフォームから更新ファイルをダウンロード

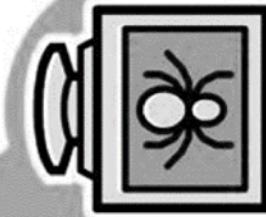
比較的安価な利用料



LGWAN端末 Windows等のOSは最新のものになっていますか？

ワースト

① USBメモリなどでウイルスがLGWAN端末に感染した場合、
府内ネットワークを介して他の端末に感染が広がる可能性も…

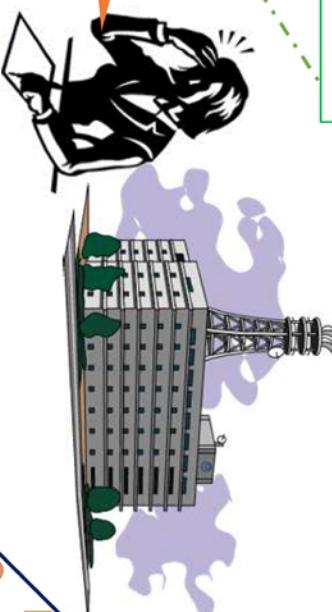


② 感染端末がLGWANに対し不正な通信
を始めた場合、感染拡大を防ぐため、
感染元団体のLGWAN接続遮断も…



③ LGWAN-ASP等の
システムが使えなくなり
住民サービスに影響も…

④ 一方、他団体にはLGWANを通した不正通信の標的リスク…



情報セキュリティ支援サイト <https://www.lasc.kip.asp.lgwan.jp/> の掲示板

「自治体情報セキュリティ向上プラットフォーム」に事業詳細が掲載されています。

※ 総務省の実証事業を実施していた場合でも、府内配信サーバやネットワークの設定変更が必要になる場合がございます。

裏面も
Check!!

<配信ソフトウェア一覧>

ソフトウェア開発元	ソフトウェア名	配信ファイル
マイクロソフト	Microsoft Windows 7 Professional Microsoft Windows 8.1 Pro Microsoft Windows 8.1 Enterprise Microsoft Windows 10 Pro(※Feature Updateを含む) Microsoft Windows 10 Enterprise(※Feature Updateを含む) Microsoft Windows Server 2008 Standard Microsoft Windows Server 2008 Enterprise Microsoft Windows Server 2008 DataCenter Microsoft Windows Server 2012 Standard Microsoft Windows Server 2012 DataCenter Microsoft Windows Server 2016 Standard Microsoft Windows Server 2016 DataCenter Microsoft Office 2010 Microsoft Office 2013 Microsoft Office 2016 Microsoft Office 365 Client Dictionary Updates for Microsoft IMEs New Dictionary for Microsoft IME Microsoft Windows Defender	Microsoft社が提供する以下のプログラム ・Service Packs ・Upgrades ・セキュリティ問題の修正プログラム ・ツール ・更新 ・修正プログラム集 ・定義更新プログラム ・重要な更新
トレンドマイクロ	ウイルスバスター コーポレートエディション ServerProtect for Linux ServerProtect for Windows Deep Discovery Inspector InterScan Web Security Suite InterScan Messaging Security Suite Deep Security (※バージョン9.5、9.6、10.0のみ利用可能)	トレンドマイクロ社が提供するウイルス バーターンファイル ・TrendMicro Control Manager用バター ンファイル
マカフィー	McAfee VirusScan Enterprise 8.8 McAfee Endpoint Security 10	トレンドマイクロ社が提供するウイルス バーターンファイル マカフィー社が提供するウイルス定義 ファイル
シマンテック	Symantec Endpoint Protection 12.1 Symantec Endpoint Protection 14	シマンテック社が提供するウイルス定義 ファイル シマンテック社が提供するウイルス定義 ファイル
ソフォス	Sophos Endpoint Protection Standard (※Windows、Linuxのみ利用可能) Sophos Endpoint Protection Advanced (※Windows、Linuxのみ利用可能)	ソフォス社が提供するウイルスバーターン ファイル ソフォス社が提供するウイルスバーターン ファイル
F-Secure	F-Secure Client Security Standard 13 F-Secure Client Security Premium 13 F-Secure Server Security Standard 12 F-Secure Server Security Premium 12	F-Secure社が提供するウイルスバーターン ファイル

<サービス利用料金>

団体種別	サービス利用料(年額)
・都道府県	消費税及び地方消費税相 当額を含む。
・市	150,000円
・特別区	お申し込み日 毎月第2月曜日まで
・一部事務組合	ご利用開始日 每月第3月曜日
・広域連合	毎月第4月曜日まで
・町村	毎月第5（翌月第1）月曜日

※年度途中からの利用開始や、年度途中で利用終了の場合も月割にはならず、年額のサービス利用料のお支払いとなります。

※申請（利用開始申請書の到着）からご利用開始までのスケジュールは以下のとおりです。

お申し込み日	ご利用開始日
毎月第2月曜日まで	毎月第3月曜日
毎月第4月曜日まで	毎月第5（翌月第1）月曜日

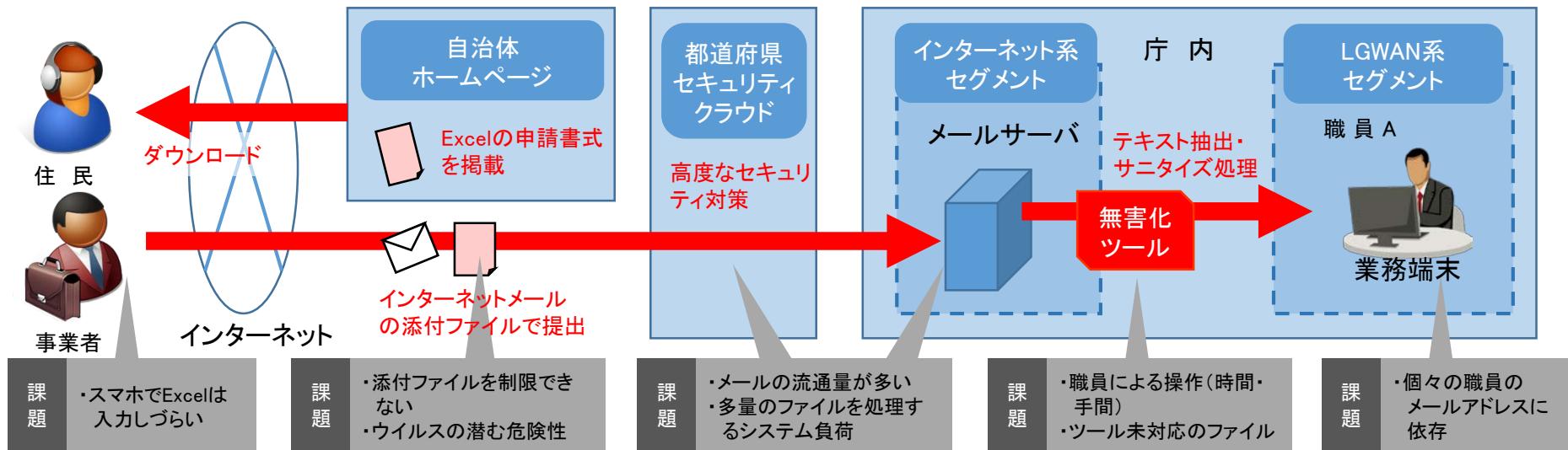
情報セキュリティ支援サイト (<https://www.lasc.kip.asp.lgwan.jp/>)について

情報セキュリティ支援サイトは、当機構のセキュリティ支援担当（LASC）が運営するLGWAN上、セキュリティ情報をお共有するサイトです。同サイトの閲覧にはログインID・パスワードが必要です。ID・パスワードが不明な場合は、下記の連絡先までメールにて連絡をお願いいたします。ID・パスワードの再発行をいたします。

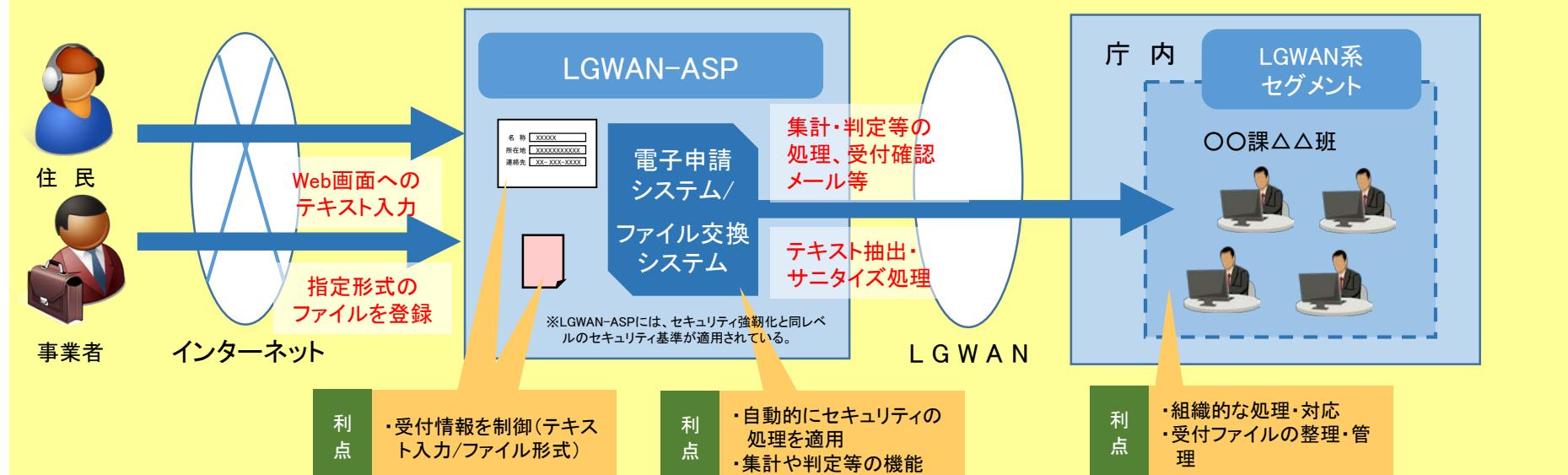
地方公共団体情報システム機構 情報化支援戦略部 セキュリティ支援担当（LASC）
電話番号：03-5214-8040 メールアドレス（LGWAN）：lasc@lasc-mail.kip.asp.lgwan.jp

外部とのファイル交換

● 現状のファイル交換(メールの添付ファイル)

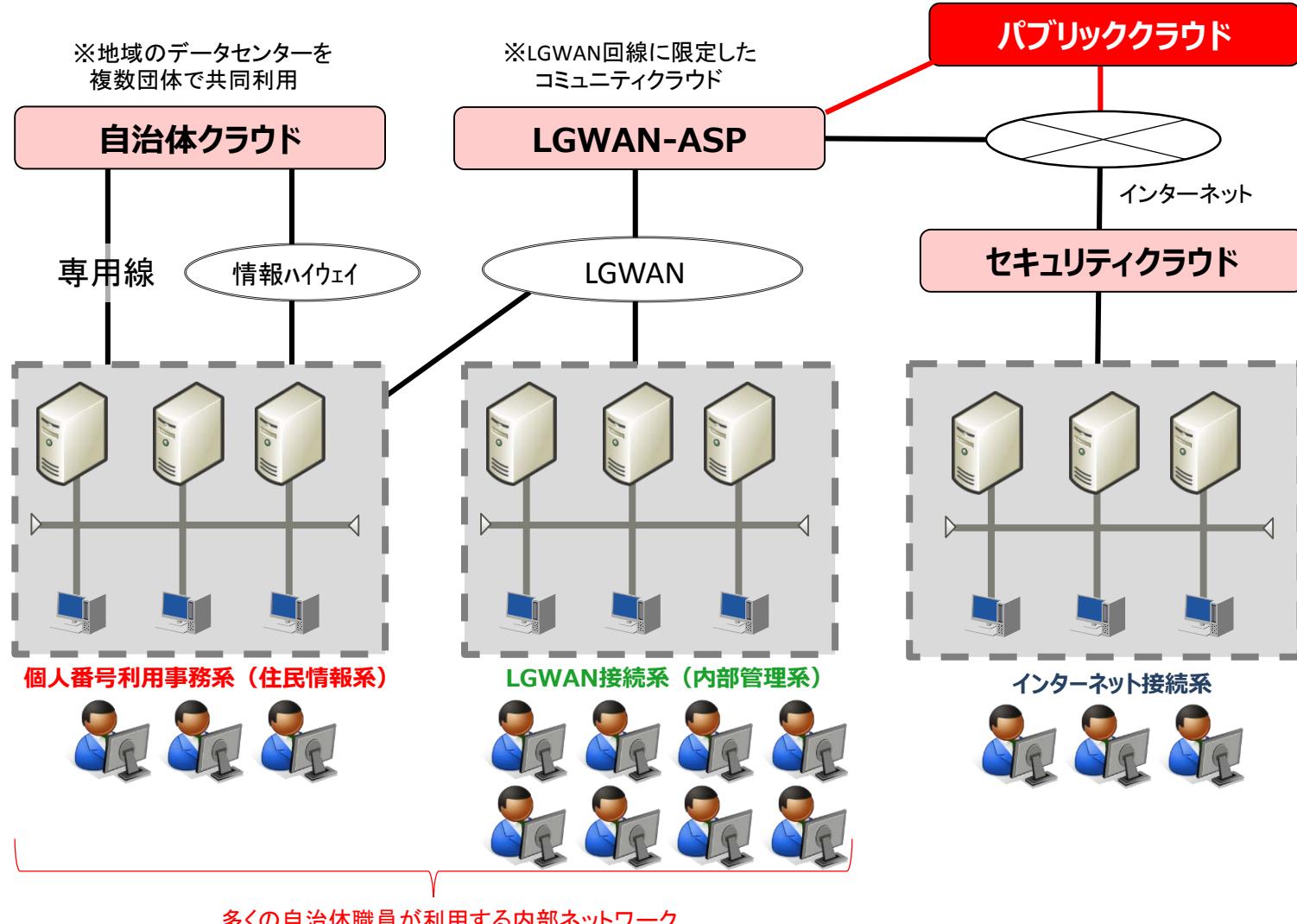


● 将来のファイル交換(LGWAN-ASP活用)



自治体の内部環境からパブリッククラウドへの接続の検討（イメージ図）

多くの自治体職員が利用している内部ネットワーク環境（個人番号利用事務系、LGWAN接続系）から、セキュリティを確保した上で安全にパブリッククラウドを利用する方法を検討。



リモートアクセスのセキュリティ考察

リモートアクセスのセキュリティ考察			
	臨時業務	出先業務	在宅業務
	通常の執務場所(庁舎等)以外の建物を臨時に執務場所として利用する。(一時的に占有した屋内)	庁外の公の場所や個人宅等で訪問業務を行う。	
例	<ul style="list-style-type: none"> 選挙(共通投票所等) 8/10 報告 繁忙期の臨時窓口 	<ul style="list-style-type: none"> 固定資産調査 介護認定、審査会 	<ul style="list-style-type: none"> 在宅業務
利用場所	<ul style="list-style-type: none"> 臨時の執務環境、公共施設 (ある程度のコントロール可能) 	<ul style="list-style-type: none"> 公の場所、個人宅 (コントロールが難しい) 	<ul style="list-style-type: none"> 自宅
管理・モラル	<ul style="list-style-type: none"> 複数の職員と共同作業、上司の存在 	<ul style="list-style-type: none"> 少人数ながら複数の職員で行動するケースが多い 	<ul style="list-style-type: none"> 同僚不在
必要端末数	<ul style="list-style-type: none"> 拠点数 × 数台 	<ul style="list-style-type: none"> 出先業務を行う課 × 数台 	<ul style="list-style-type: none"> 全体職員数の一定割合
利用回線	<ul style="list-style-type: none"> 専用線または、それに準じるもの 専用線、IP-VPN、SSL-VPN 携帯回線(LTE) : 暗号化 		<ul style="list-style-type: none"> 携帯回線? Wifi? インターネット?
端末・認証	<ul style="list-style-type: none"> 貸与端末 シンクライアント／ハードディスクに情報を保存しない設定 (多要素認証) 		<ul style="list-style-type: none"> 貸与端末? 私物の端末 + デバイス認証?
アクセス情報 機能	<ul style="list-style-type: none"> 外部からのアクセス用に限定された情報 一部機能 		<ul style="list-style-type: none"> 限定された情報?
検討課題	<ul style="list-style-type: none"> 認証情報の登録(臨時職員) 	<ul style="list-style-type: none"> 外部からアクセスできる情報、機能、収納するサーバ 	<ul style="list-style-type: none"> 業務の切り分け

【参考】投票所からのリモートアクセス（選挙部）

投票所からのリモートアクセス（期日前投票所及び共通投票所）については、「投票環境の向上方策等に関する研究会」（座長：磯部力 東京都立大学名誉教授、事務局：総務省自治行政局選挙部管理課）が平成30年8月10日に報告書を発表。

投票環境の向上方策等に関する研究会 報告

平成30年8月

投票環境の向上方策等に関する研究会

自治体の情報セキュリティ

選挙人名簿対照オンラインシステムを利用する回線について

選挙人名簿対照オンラインシステムの現状

- 期日前投票所及び共通投票所においては、二重投票を防止するための措置が必要であり、期日前投票所や共通投票所と本庁舎との間でセキュリティの高いネットワークを用いた選挙人名簿対照オンラインシステムを構築し、投票済情報を相互に共有する必要がある。
- 有線の専用回線で新たにネットワークを構築する場合には、回線工事や設定に長期間を要すること、また投票所が設置される極めて短い期間だけを対象としたサービスがないことからコストが割高となるなどといった難点があるため、期日前投票所の増設や共通投票所の設置における課題となっている。

- 選挙人名簿対照オンラインシステムは、住民基本台帳情報を含むため、「個人番号利用事務系」と整理されており、「個人番号利用事務系」においては、外部との接続は有線の専用回線とインターネットVPNとされてきた。
- この点、特定通信の条件を満たす通信形態については、有線の専用回線とインターネットVPNに準じるものとして整理できる。
- 特定通信の条件は、下記の①～④。
 - ①接続は端末認証されたデバイスに限られること
 - ②特定のデバイス間で通信経路が限定されていること
 - ③通信内容が暗号化されていること
 - ④接続元だけでなく接続先もインターネットから分離されていること
- 無線の専用回線（LTE/3G/4G）は、上記①～④を満たすため、有線の専用回線とインターネットVPNに準じるものとして整理できる。

- ①→認証された特定の端末のみ回線に接続することを認める。
- ②→システムと特定の端末間をインターネットを経由しない専用の閉域網で接続する。
- ③→通信内容はデジタル暗号化されている。
- ④→端末はインターネットに接続しない。

今後の方向性

選挙人名簿対照オンラインシステムのネットワークについて、無線の専用回線を活用することができるることを明確化し、期日前投票所の増設や設置場所の見直し、共通投票所の設置を促すことで、投票環境の向上を図っていくこととする。

自治体情報セキュリティクラウドの将来可能性（例）

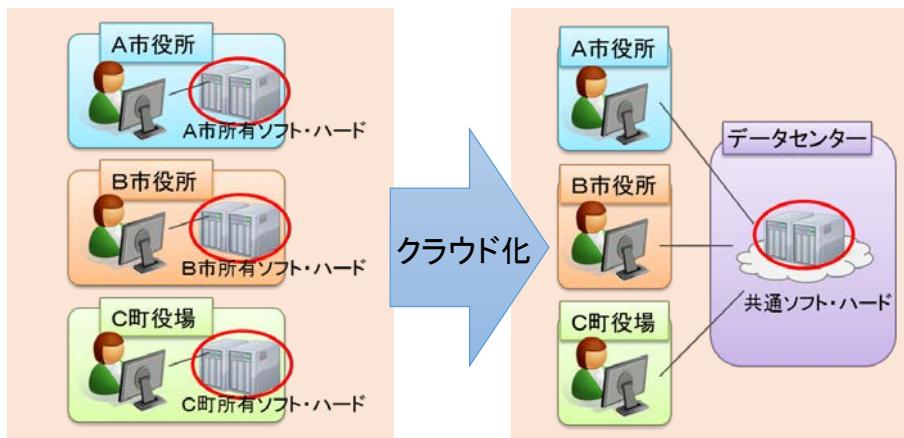
種 別	事業領域	概 要
都道府県 セキュリティ クラウド <small>現行</small>	都道府県	都道府県単位で域内の市区町村が参加する共同事業(現行の事業モデル)
超広域 セキュリティ クラウド	複数の 都道府県	複数の都道府県が合同でセキュリティクラウドを構築(例:岡山県と鳥取県が現状、同事業モデル)
民 間 セキュリティ クラウド	全 国	複数のベンダーが全国規模のセキュリティクラウドを構築し(国は事業要件を提示)、個々の自治体は選択して利用する。
全 国 セキュリティ クラウド	全 国	全国でひとつのセキュリティクラウド(参考例として、自治体セキュリティ向上プラットフォーム)

自治体クラウドについて

地方公共団体情報システムに関する経緯と現状

1. 地方公共団体におけるこれまでの取組

- 地方公共団体は、電子自治体の取組みを進めるに当たり、個別に情報システムを開発・調達してきた。
- 同様の業務であっても、地方公共団体によりその処理方法（業務フロー）に差異があり（例：都度オンライン処理を行うor夜間にバッチ処理を行う）、独自仕様の情報システム（大型汎用機（メインフレーム）等）を庁舎内に設置。
- 近年は、既製品のパッケージソフトも普及しつつあるが、各地方公共団体は従来の業務フローにあわせたカスタマイズ加える傾向にある。



2. 政府が推進する取組

- 政府は、市区町村の基幹系業務（※）システムについて、複数団体共同で外部のデータセンターで管理・運用する取組（「自治体クラウド」）を推進

※住民基本台帳、税務、国民健康保険、国民年金、福祉

自治体クラウド導入の効果

- 情報システムの運用コストが3割程度削減可能
- 集中監視により情報セキュリティ水準が向上
- 庁舎が被災しても業務継続が可能
- 参加団体間で業務が共通化・標準化

自治体クラウド導入により削減された費用や人的資源を、他の分野で有効活用し、質の高い住民サービスを提供可能となる。

地方公共団体のクラウドに関する諸決定＜平成30年度＞

■ 経済財政運営と改革の基本方針2018(平成30年6月15日閣議決定) (抄)

第3章 経済・財政一体改革の進捗・推進 / 4. 主要分野ごとの計画の基本方針と重要課題 / (3) 地方行財政改革・分野横断的な取組等

(国・地方の行政効率化、IT化と業務改革)

自治体行政の様々な分野で、団体間比較を行いながら、関係府省が連携してICTやAI等を活用した標準的かつ効率的な業務プロセスを構築し、業務手法の標準化・コスト縮減を進める。あわせて、地方自治体における先進的な取組について、KPIを掲げて全国に広げていく。また、自治体クラウドの一層の推進に向け、各団体はクラウド導入等の計画を策定し、国は進捗を管理する。IT人材の更なる確保・育成に取り組む。

■世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画(平成30年6月15日閣議決定) (抄)

第1部 世界最先端デジタル国家創造宣言 / II. ITを活用した社会システムの抜本改革／2 地方のデジタル改革／(2) 地方公共団体におけるクラウド導入の促進

クラウド導入により、コストの削減、業務の共通化・標準化、情報セキュリティ水準の向上、災害時の業務継続性の確保といった効果が期待できる。

今般、クラウド導入市区町村数を平成29年度末までに約1,000団体まで拡大するという政府目標が達成されたことを踏まえ、平成35年度末までにクラウド導入団体数については約1,600団体となるよう取り組むこととする。さらに、一層のコスト削減効果が見込める複数団体による共同化を行う自治体クラウド導入団体数については、約1,100団体となるよう取り組むこととする。こうした目標を達成していくため、国は、地方公共団体のクラウド導入等計画を公表し、情報システム構築・更新時におけるクラウド・バイ・デフォルト原則の下、フォローアップを行っていくとともに、関係都道府県との連携強化等の推進に向けた環境整備に努めることとする。

第2部 官民データ活用推進基本計画／II. 施策集／II-（7）情報システム改革・業務の見直し【官民データ基本法第15条第1項関係】

○[No. 7-3] 地方公共団体におけるクラウド導入加速に向けた支援

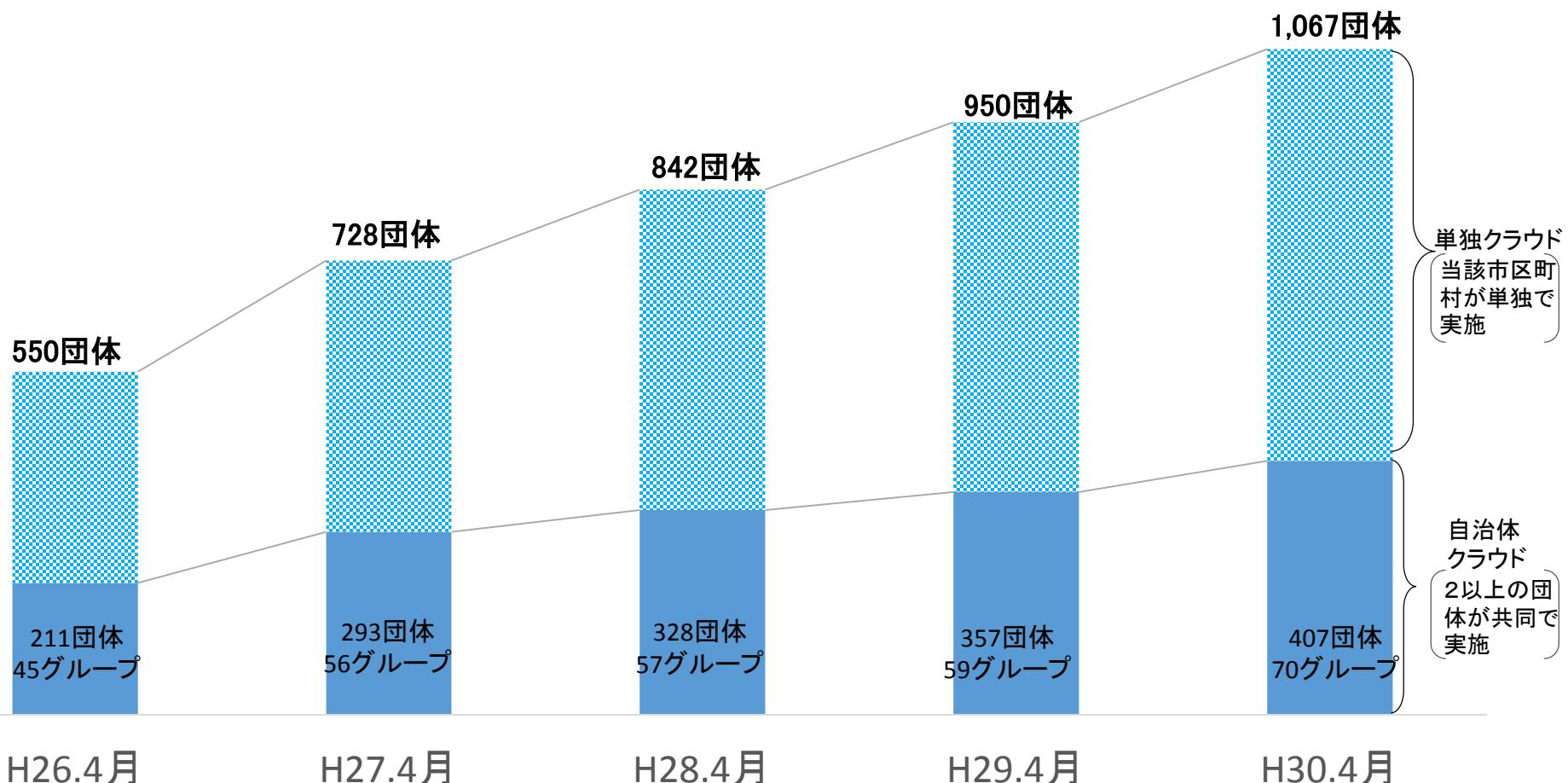
- ・クラウドの導入には、コストの削減やセキュリティレベルの向上、災害時における業務継続性の確保といった多くのメリットがあるため、その取組を一層進めていく必要。
- ・地方公共団体がクラウド導入等計画の下で共同化を中心着実に導入を進めるよう、先行する優良事例における効果や国の支援策の周知を徹底するなど、未導入団体を中心に働きかけを行う。
- ・これにより、クラウド導入市区町村数の拡大（平成35年度末までに約1,600団体、うち自治体クラウド導入団体は約1,100団体。）を図る。

KPI（進捗）：地方公共団体が策定するクラウド導入等計画における検討状況の把握

KPI（効果）：クラウド導入市区町村数（平成35年度末までに約1,600団体、うち自治体クラウド導入団体は約1,100団体。）

各都道府県毎のクラウド導入状況

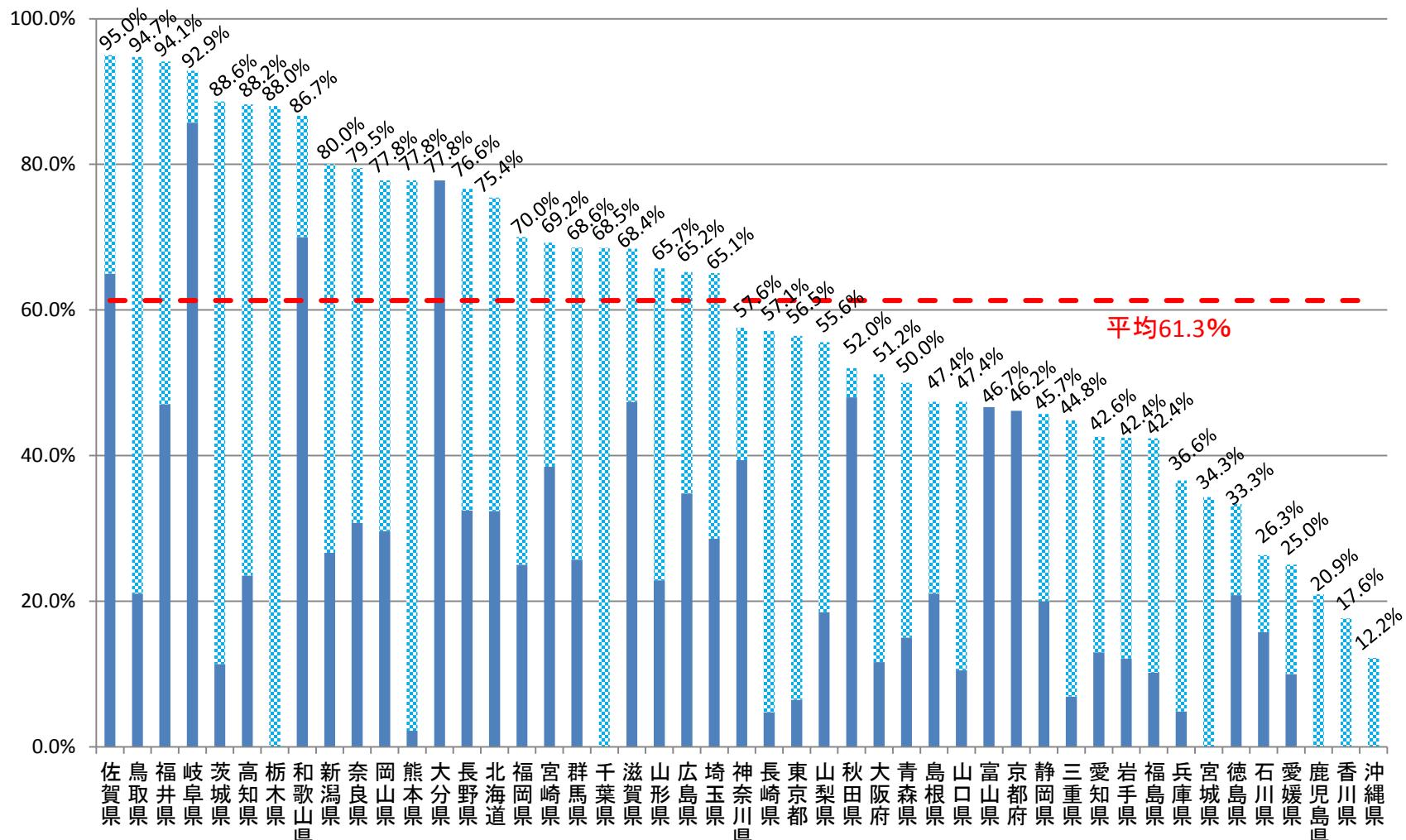
- 「経済・財政再生計画 改革工程表」(平成27年12月24日経済財政諮問会議取りまとめ)における、「550団体を平成29年度末までに倍増(約1,000団体)する」との目標を達成。
- 「世界最先端デジタル国家創造宣言」(平成30年6月15日閣議決定)において、「2023年度末までにクラウド導入団体を約1,600団体、自治体クラウド導入団体を約1,100団体にする」との目標を設定。



各都道府県毎のクラウド導入状況

クラウドを導入している域内市区町村の割合

(平成30年4月1日現在)



■ 単独クラウド(当該市区町村が単独で実施) ■ 自治体クラウド(2以上の団体が共同で実施)

自治体クラウドの導入を支援する地方財政措置

自治体情報システム構造改革推進事業

平成31年度地方財政計画において、①自治体クラウドの推進、②情報セキュリティ対策、③マイナンバー関連システムの運用、④地方公会計システムの整備・運用、⑤デジタル方式に移行した消防救急無線システムの運用に要する経費を、「自治体情報システム構造改革推進事業」として計上(1,500億円)。

本事業における、自治体クラウドの推進のための措置の概要は次のとおり。

○ 自治体クラウドの推進に係る特別交付税措置

【対象経費】

▶ 共同化計画に要する経費

情報システムの共同利用に向けた団体間の調整(業務の見直し、再構築等(これらのための会議開催を含む。))を実施し、自治体クラウドの導入による情報システムの最適化に向けた計画の策定等に要する経費や、同計画を踏まえた情報システムに係る要求仕様書の作成や選定等の経費。(例:自治体クラウド推進組織としての町村会事務局が、共同化計画を策定する経費。都道府県が、域内市区町村の共同化計画を策定支援する際の経費。)

▶ 導入コンサルタントに要する経費

共同化計画に基づく調達に向けたRFI/RFP^(*)やシステム構築時のクラウドベンダや複数団体との調整など、移行作業を円滑に実施するためのコンサルタントに要する経費。(例:RFI/RFPを行う際にコンサルタントから助言を受ける経費、自治体クラウド導入自治体から職員の派遣を受ける場合の旅費等の経費。)^(*) Request for Information(情報提供依頼書) / Request for Proposal(提案依頼書)、発注先候補者の事業者に、情報提供や具体的な提案を依頼する文書。

▶ データ移行経費

自治体クラウドの導入に当たり、現行の情報システムに格納されているデータの移行に要する経費。(例:異なるパッケージ間のデータ移行の際に必要な移行データ仕様設計費、データ移行ツール開発費等。)

▶ 実務処理研修に要する経費

事業者から提供されるサービスに応じたシステムの管理体制や各業務システム端末の画面・操作方法等について、情報システム管理者たる情報政策担当職員や窓口担当職員等に対するシステム操作研修等に要する経費。

▶ 新システムの安定稼働のためのコンサルタントに要する経費

新システム稼働に伴うエラーの対処など、新システム移行から同システムが安定的に稼働するまでの支援を受けるためのコンサルタントに要する経費(新システム導入後一年間に限る。)。

【算定方法】上記対象経費のうち特別交付税の算定の基礎として総務大臣が調査した額 × 0.5 × 財政力補正

○ 自治体クラウドの推進に係る普通交付税措置

自治体クラウドの導入に必要な業務システムの標準化及びハードウェア整備等に係る経費や、データ移行作業に係る経費を計上。

トップランナー方式を反映した基準財政需要額の見直し内容について

【市町村分】

対象業務	基準財政需要額の算定項目	見直し内容				見直し年数	基準財政需要額の算定基礎とする業務改革の内容		
		経費水準の見直し		経費区分の見直し (給与費→委託料等)	段階補正の見直し				
		見直し前年度 (H28導入分:平成27年度) (H29導入分:平成28年度)	平成30年度						
H28導入分	◇学校用務員事務 (小学校、中学校、高等学校)	小学校費	3,707(千円／1校)	3,239(千円／1校)	2,927(千円／1校)	○	民間委託等		
		中学校費	3,707(千円／1校)	3,239(千円／1校)	2,927(千円／1校)	○			
		高等学校費	7,353(千円／1校)	6,633(千円／1校)	6,152(千円／1校)	○			
	◇道路維持補修・清掃等	道路橋りょう費	153,607(千円)	139,129(千円)	139,129(千円)		3		
	◇本庁舎清掃 ◇本庁舎夜間警備 ◇案内・受付 ◇電話交換 ◇公用車運転	包括算定経費	55,483(千円)	44,359(千円)	44,359(千円)	○	3		
		清掃費	192,962(千円)	据え置き	据え置き	○			
		◇学校給食(調理) ◇学校給食(運搬)	小学校費	20,255(千円)	据え置き	○			
	◇体育館管理 ◇競技場管理 ◇プール管理	その他の教育費	31,370(千円)	29,441(千円)	29,441(千円)	○	指定管理者制度導入、民間委託等		
		公園費	51,569(千円)	据え置き	据え置き	○			
	◇庶務業務 (人事、給与、旅費、福利厚生等)	包括算定経費	庶務業務として特定せず包括的に算定	6,840(千円)の減	11,398(千円)の減	○	5		
		戸籍住民基本台帳費	17,586(千円)	13,265(千円)	13,265(千円)				
H29導入分	◇情報システムの運用 (住民情報関連システム、税務関連システム、福祉関連システム等)	徴稅費	32,030(千円)	24,160(千円)	24,160(千円)	○	3		
		包括算定経費	36,204(千円)	27,309(千円)	27,309(千円)				
	◇公立大学運営	その他の教育費	理科系学部	1,694(千円／人)	1,600(千円／人)	1,460(千円／人)	○		
			保健系学部	1,938(千円／人)	1,830(千円／人)	1,668(千円／人)	○		

市区町村における情報システム経費の調査結果（平成29年度当初予算）

1. 情報システム経費の全体像

全市区町村の情報システム経費の合計額	住民一人当たりの経費(※)
4,786億円	3,742円

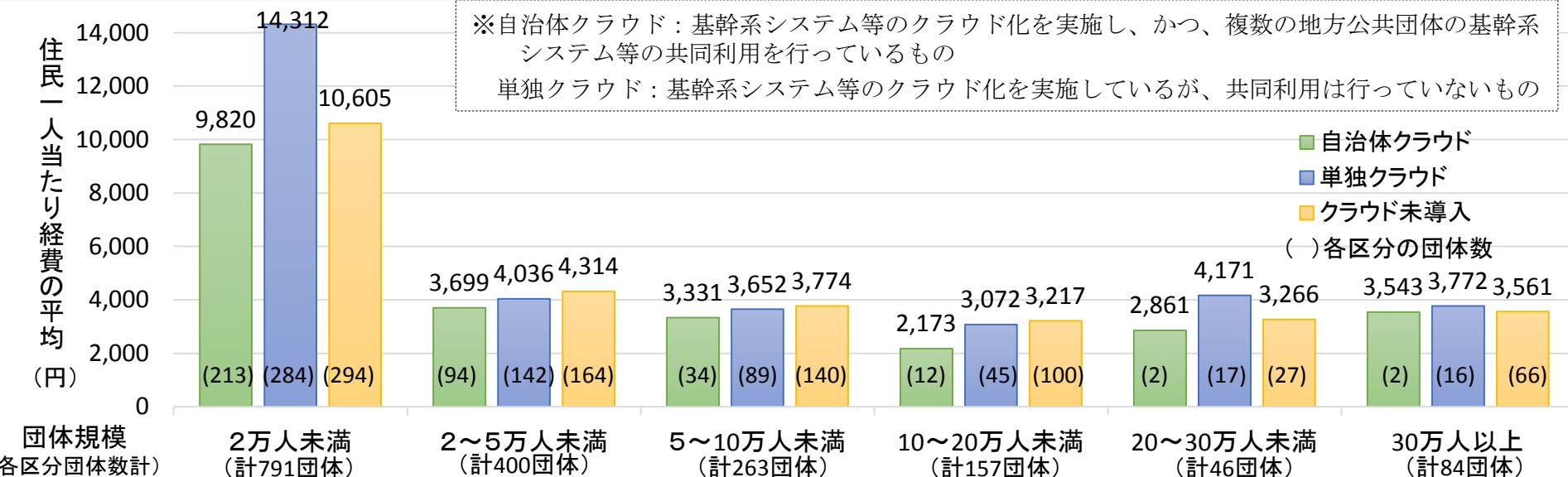
平成29年度当初予算における1,741市区町村の基幹系システム及び内部管理系システムに係る整備経費及び運用経費について、総務省の調査結果を取りまとめたもの

(※)4,786億円を住民基本台帳に基づく人口(1億2,790万7,086人、平成29年1月1日時点)で除したもの

2. 人口規模ごとの状況

	2万人未満	2~5万人未満	5~10万人未満	10~20万人未満	20~30万人未満	30万人以上
人口規模区分の 総経費(億円)	487	531	664	692	409	2,003
住民一人当たり経費 人口規模区分平均(円)	11,724	4,071	3,675	3,096	3,583	3,601
人口規模区分における 一団体当たり経費(億円)	0.6	1.3	2.5	4.4	8.9	23.8

3. クラウド導入団体と未導入団体の状況



○集中型の新たなセキュリティクラウドの仕組等自治体情報セキュリティ対策の検討 1.0億円

- ・地方公共団体においては、「三層の対策」により情報セキュリティの強化が図られたところであるが、これを踏まえた情報セキュリティ対策を更に推進していくため、自治体行政の標準化・共通化を見据えた集中型の新たなセキュリティクラウドの仕組や、セキュリティレベルを維持しつつ、操作性の向上を図ることのできる新しい手法の適用（パブリッククラウド、ファイル交換等）に関する調査研究を実施。

○クラウドの進展を見据えた次世代の自治体情報システムの在り方の検討 0.9億円

- ・現状、自治体クラウドの導入は市区町村を中心に進みつつあり、共同導入が困難な場合は、単一の団体でクラウドを導入する場合もある。今後の人口縮減期を見据え、業務プロセスの見直し等の動きも踏まえながら、将来の自治体情報システムについて、クラウド型の共通プラットフォームの構築等を念頭においていた調査研究を実施。あわせて、都道府県の情報システム運用の効率化に向けた方策についても調査研究を実施。

○地方公共団体の非識別加工情報の提供に係る仕組みの検証 0.6億円

- ・地方公共団体の非識別加工情報（※保有する個人情報を特定の個人が識別できないよう加工し、かつ、当該個人情報を復元できないようにした情報）の活用を推進するため、地方公共団体から個人情報の提供を受けて、非識別加工情報を作成し民間事業者に提供する仕組みについて、データ提供を効率的に処理するための方策等に関する技術的課題の検証を実施。

《想定される非識別加工情報の活用事例》

個人情報ファイル名	具体的な活用例
特別養護老人ホームの入所希望者名簿（県）	地域における介護サービスへのニーズ分析
介護保険指定事業者等管理システム（県）	地域における介護事業者の現状分析
国保給付データベース（市）	性別・年齢別給付実績を新たな生命保険商品の研究・開発に活用

(出典)「地方公共団体が保有するパーソナルデータに関する検討会報告書」(H29.5.19)